

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）

業務要求水準書（案）に関する質問への回答

- 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）業務要求水準書（案）に関して、平成27年10月2日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- 質問への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた業務要求水準書（案）等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成27年11月19日

栃木県

■業務要求水準書(案)質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	業務要求水準書(案)		性能規定	1	3							要求水準として具体的な特記仕様のある内容についても、性能・機能等一定の基準を遵守したうえであれば応募者にて積極的に創意工夫を凝らした提案を行うことは可能であると解釈して構いませんか。	貴見のとおりです。
2	業務要求水準書(案)		事業範囲	1	4							体育館分館の修繕工事は、本事業に先立ち貴県が実施する改修工事との理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5を参照してください。
3	業務要求水準書(案)		事業範囲	1	4							県が行う体育館分館の修繕工事とはどのようなものを想定されていますか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5を参照してください。詳細は入札公告時までに示す予定です。
4	業務要求水準書(案)		設計業務	1	4	(1)	①					国庫補助申請補助等との記載がございますが、事業者側で実施する補助内容の詳細をご教示頂けませんか。	No.75の質問回答を参照してください。
5	業務要求水準書(案)		建設業務	2	4	(1)	②					「建設工事及び関連業務(既存外構解体、造成、…)」とありますが、この既存外構解体は、10頁の(5)既存建物等の状況の「別紙5 県が実施する工事内容」(未受領)に含まれる本敷地内建築物解体等工事を除いたものであり、その結果として、「別紙6 本敷地既存外構の状況」(未受領)に現わされているものとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	業務要求水準書(案)		建設業務	2	4	(1)	②					建設業務の中の説明会等の地元対応に関する業務(工事に伴う近隣対策等)は、事業や敷地等、県が所管する事項については、貴県が対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
7	業務要求水準書(案)		建設業務	2	4	(1)	②					県への所有権移転業務に関し、想定されている手続きがございましたら、ご教示頂けますでしょうか。 また、所有権移転手続きは施設の引渡しと同時に進められるとの理解で宜しいでしょうか。	選定事業者は平成33年1月末日までに県に施設を引き渡すこととします。県は、その後速やかに所有権取得手続等を行うものとしません。 所有権取得手続等は県が行いますが、選定事業者は、県が実施する所有権取得手続等に必要な協力を行うこととしてください。
8	業務要求水準書(案)		建設業務	2	4	(1)	②					敷地内に既存建物及び基礎が残置された建物跡もあります。解体範囲をご開示いただけないでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5及び6を参照してください。
9	業務要求水準書(案)		建設業務	2	4	(1)	②					着工時の敷地状況についてご開示ください。工作物・土塁・舗装・排水等施設は貴県にて撤去されるのでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5及び6を参照してください。
10	業務要求水準書(案)		運営・維持管理段階	2	4	(2)						体育館分館の修繕工事後の運営維持管理業務は、備品管理並びに修繕対応のみという解釈で宜しいのでしょうか。運営業務をお考えでしたらその場合の分館に於ける業務範囲をお示しください。	運営・管理の対象となるのは、体育館分館を含む本敷地内のすべての施設と外構です。
11	業務要求水準書(案)		設計・建設期間	3	5	(1)						設計・建設期間終了の平成33年1月末日までに施設を引き渡しし、その後県が所有権取得手続を行うことから、所有権移転手続は開業準備期間中に行われると考えてよろしいでしょうか。	選定事業者は平成33年1月末日までに県に施設を引き渡すこととします。県は、その後速やかに所有権取得手続等を行うものとしません。
12	業務要求水準書(案)		設計・建設期間	3	5	(1)						「県は、(中略)所有権取得手続等を行う」とのことですが、所有権取得手続等に伴う費用は貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。	所有権取得手続等は県が行いますが、選定事業者は、県が実施する所有権取得手続等に必要な協力を行うこととしてください。
13	業務要求水準書(案)		開業準備期間	3	5	(2)						開業準備期間中の光熱水費についても事業者にて提案した金額を県からいただき事業者が支払うことによろしいでしょうか？	開館準備期間中の本施設の維持管理業務の対価(含む光熱水費)は開業準備業務の対価に含めることを想定しています。詳細は入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
14	業務要求水準書(案)		運営・維持管理期間	3	5	(4)						第1期運営・維持管理期間における光熱水費は事業者を通さず県が直接供給会社へ支払うとのことによろしいでしょうか？	第1期運営・維持管理期間における光熱水費はサービス対価に含まれます。詳細は入札公告時に示します。
15	業務要求水準書(案)		運営・維持管理期間	3	5	(4)						運営・維持管理期間について、第1期と第2期に分けられておりますが、第1期と第2期の業務内容等に関して具体的にどのような違いがあるのか(想定されるのか)ご教示ください。	第1期運営・維持管理期間には、使用料の徴収代行業務等が想定されます。
16	業務要求水準書(案)		遵守すべき法令等	3	6							適用基準が示す性能等を満たすことを条件として、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認める、とございますが、民間仕様等の採用が可能と考えてよろしいでしょうか。	予め適用基準が示す性能と同等以上であることを客観的に示す資料を作成の上で、その内容について県の了解を得られれば、民間仕様等を採用することは可能です。
17	業務要求水準書(案)		法令	4	6	(1)						貴県にて土壤汚染対策法上義務付けられている各種調査や届出に関する現状の進捗をご開示頂けないでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5を参照してください。
18	業務要求水準書(案)		各種基準・指針等	6	6	(3)						各種基準・指針として「建築保全業務共通仕様書」が上げられていますが、維持管理業務(建築保全、建築設備保全、警備、清掃等)においてはこの仕様書はあくまでも参考であり、選定事業者が要求水準に基づいて提案すればよいと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
19	業務要求水準書(案)		県との調整	6	7							部会を含めた協議会運用規定は貴県にて入札公告時にご提示いただけるという理解で宜しいのでしょうか？	協議会の開催頻度は、円滑な事業運営と、適切に県の意向を確認・反映できる頻度を念頭におき、月1回程度の開催を想定しています。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			
20	業務要求水準書(案)		県との調整	6	7								「協議会は、(略)定期的に開催するほか」とありますが、貴県側のご出席者及び頻度につき、どのようにお考えか、ご教示ください。	No.19の質問回答を参照してください。
21	業務要求水準書(案)		県との調整	6	7								協議会の開催とありますが、貴県の職員の方は本施設にて執務されるのでしょうか。その場合の体制、執務時間等についてご教示ください。	本施設での県職員の執務は想定していません。
22	業務要求水準書(案)		要求水準の変更手続き	7	8	(2)							業務要求水準の変更は、その影響範囲を事前に把握することが重要となります。要求水準の変更手続きについては、事業者へは通知のみではなく、要求水準の変更内容を決定するまでに意見交換等の協議がなされることで宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
23	業務要求水準書(案)		業務要求水準の変更手続き	7	8	(2)							事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。とございますが、この契約変更は県と選定事業者の協議を経て両者が合意した内容で変更されるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
24	業務要求水準書(案)		業務要求水準の変更手続き	7	8	(2)							業務要求水準の変更は県より通知されるのみで事業者との協議は無いとの事でしょうか。	No.22及びNo.23の質問回答を参照してください。
25	業務要求水準書(案)		基本的考え方	7	9	(1)							「…損傷が無い状態で県へ引き継げるようにすること。」とありますが、機能、性能に影響がない程度の磨耗、傷などは、経年劣化と同じ取扱いという理解でよいか、念のため確認させてください。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			
26	業務要求水準書(案)		基本的考え方	7	9	(1)							「損傷が無い状態で県へ引き継げるようにすること。」とありますが、「ごく軽微な損傷」も経年による劣化と同様に許容されるべきものと考えられます。そのように解釈して宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
27	業務要求水準書(案)		具体的手順	7	9	(2)							建物劣化調査報告書の提出は、維持管理業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
28	業務要求水準書(案)		具体的手順	7	9	(2)			ウ				建築平面図・立面図・断面図とは、修繕等を踏まえた最新図を意味するのでしょうか。	貴見のとおりです。
29	業務要求水準書(案)		具体的手順	7	9	(2)			エ				第3 3(3)②に示す業務計画の該当箇所がありません。第3 2(1)①に示す業務計画書のことと考えてよろしいでしょうか。	第4 2(1)①の誤記です。
30	業務要求水準書(案)		具体的手順	7	9	(2)			エ				「第3 3(2)②に示した業務計画書…」とありますが、明示箇所(第3 3(2)②)がありません。正しい箇所をご教示ください。	No.29の質問回答を参照してください。
31	業務要求水準書(案)		基本方針	8	1								ご記載の基本方針は、ゾーン全体ではなく本件施設に於けるものという理解で宜しいのでしょうか？	基本方針は、本事業を含む総合スポーツゾーン全体に関わるものです。
32	業務要求水準書(案)		総合スポーツゾーンの基本方針	8	1	(1)							「総合スポーツゾーンの基本方針」において、「多目的な利用を想定した施設整備」とありますが、本施設における「多目的な利用」として想定されるものがあればお示し下さい。	県民ニーズに対応できる施設整備の提案をお願いします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
33	業務要求水準書(案)		総合スポーツゾーンの基本方針	8	1	(1)						本施設における県民との協働とはどのようなことを想定されているのでしょうか？参考でも結構なので具体的な事例をお示し下さい。	大会運営時におけるスポーツボランティア等の活用を想定しています。
34	業務要求水準書(案)		総合スポーツゾーンの基本方針	8	1	(1)						県民との協働によるスポーツ支援とありますが、具体的にどのような事を想定されているのでしょうか。	No.33の質問回答を参照してください。
35	業務要求水準書(案)		敷地面積	9	2	(1)	④※					「市道1637号線の拡幅を予定している。」とありますが、いつまでに条件は確定しているでしょうか。入札公告前に確定していない場合、プラン検討の際の与件が必要になります。また事業契約時に確定していないと、事業スケジュール遅延のリスクが発生します。	拡幅のおおよその位置については、業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5を参照してください。なお、平成28年度中に正確な位置は確定する予定です。
36	業務要求水準書(案)		敷地面積	9	2	(1)	④※					「本敷地南東にある栃木県動物愛護指導センターの敷地を一部本敷地に取り込み、」とありますが、いつまでに条件は確定しているでしょうか。入札公告前に確定していない場合、プラン検討の際の与件が必要になります。また事業契約時に確定していないと、事業スケジュール遅延のリスクが発生します。	本敷地に取り込む部分のおおよその範囲については、業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5を参照してください。なお、平成28年度中に正確な範囲は確定する予定です。
37	業務要求水準書(案)		敷地面積	9	2	(1)	④					栃木県動物愛護指導センターの敷地を一部本敷地に取り込むため、敷地面積は変更予定とのことですが、敷地面積が確定する時期をお示し下さい。	No.36の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
38	業務要求水準書(案)		法定建ぺい率	9	2	(1)	⑧					都市公園法第4条第1項の適用を受けることに留意することとございますが、対象となる公園面積、都市公園における上限の建ぺい率、施設整備対象以外の公園施設の内訳、建築面積などをご教示ください。	都市公園法の適用を受ける公園敷地は、本敷地を含む栃木県総合運動公園全体(約73ha)です。 本敷地外の栃木県総合運動公園(中央エリア及び北エリア)では、現在、複数の公園施設の新築及び改修設計を行っているため、それぞれの建築面積等をお示しすることはできませんが、これら本敷地外の建築面積を考慮しても、本敷地における建築面積の体育館分館を含めた上限は、38,000㎡になるものと見込んでいます。
39	業務要求水準書(案)		法定容積率	9	2	(1)	⑨					「別表に定める面積」との記載がございますが、具体的にどの表を指していますでしょうか？お示しください。 また、ここで言う面積とは体育館分館も含めた面積でしょうか？	宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例施行規則(平成27年宇都宮市規則第5号)の別表(宇都宮市の次のHP)を参照してください。 http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sumai/kenchikukaihatsu/kenchikukisokureikishu/032537.html また、延床面積は体育館分館を含めた面積として計画してください。
40	業務要求水準書(案)		法廷容積率	9	2	(1)	⑨					別表とはどの表を指していますか。また、定める面積とは体育館分館も含めた面積でしょうか。	No.39の質問回答を参照してください。
41	業務要求水準書(案)		規制・基準	9	2	(1)	⑩					計画地上空のマイクロ波などの通信波状況をご開示(方向・高さ)ください。	本敷地付近における伝搬障害防止区域の指定状況については、「総務省 伝搬障害防止区域図縦覧」システム(次のHP)を参照してください。 http://www.juran.denpa.soumu.go.jp/gis/index.html
42	業務要求水準書(案)		規制・基準	9	2	(1)	⑩					陸上自衛隊北宇都宮駐屯地の打合せ先をお示しください。	業務要求水準書(案)【修正版】の参考1を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
43	業務要求水準書(案)		規制・基準	9	2	(1)	⑩					高さ規制について、「詳細については陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に直接照会すること」とのことですが、いつから照会してもよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の参考1を参照の上照会してください。
44	業務要求水準書(案)		埋蔵文化財	10	2	(3)						本敷地は埋蔵文化財包蔵地範囲外である。とあるが、この根拠は何に基づくのか？同地内の各種調査(遺跡等)の有無を併せてご開示願いたい。	栃木県埋蔵文化財地図により確認したものです。また、埋蔵文化財包蔵地範囲外のため発掘調査は実施していません。
45	業務要求水準書(案)		埋蔵文化財	10	2	(3)						万が一埋蔵文化財等が発見されたことに基づき、工期や工事費の変更に伴い、金融機関による再審査や契約改定の為の弁護士費用が発生することが御座います。これらの負担についても貴県におかれご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	発注者が入札手続で入札参加者に示した資料等では予測できなかった埋蔵文化財等の建設障害が本敷地に発見された場合の取扱いについては、入札公告時に示します。
46	業務要求水準書(案)		埋蔵文化財	10	2	(3)						工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときの取扱いについては、スケジュールの延伸及びそれに伴う費用の増加を県に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.45の質問回答を参照してください。
47	業務要求水準書(案)		埋蔵文化財	10	2	(3)						埋蔵文化財を発見した場合、貴県に報告し、その取扱いについて貴県と協議するとありますが、埋蔵文化財調査を行ったり、その後のスケジュールが変更になった場合、スケジュールの変更及び増加費用は貴県に補てんして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.45の質問回答を参照してください。
48	業務要求水準書(案)		埋蔵文化財	10	2	(3)						工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときの取扱いについては、事業費及び事業スケジュールの変更について県と協議できる、という理解でよろしいでしょうか。	No.45の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
49	業務要求水準書(案)		敷地地歴・土壌調査	10	2	(4)						「本敷地では、…土壌汚染の可能性はある。」とありますが、調査及び対策工事はすべて貴県でご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 また、前述の対応は本工事着工前までに完了しており、本計画のスケジュールに影響を及ぼさないとの理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染状況調査及び土壌汚染が確認されたときの土壌汚染除去工事は全て県の実施する業務範囲です。 今後行う土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染除去工事が必要となり、当該工事が業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5に示す事業者の工事スケジュールに影響を及ぼすものと思料されるときは、事業者と協議するものとします。
50	業務要求水準書(案)		敷地地歴・土壌調査	10	2	(4)						造成工事に際しての届出業務は事業者側で実施することとございますが、県が自主的に行う土壌汚染状況調査結果、土壌汚染が確認された場合に行う土壌汚染除去工事、工事後の確認調査結果など、必要な資料等は届出までに受領できると考えてよろしいでしょうか。	No.49の質問回答を参照してください。
51	業務要求水準書(案)		敷地地歴・土壌調査	10	2	(4)						土壌汚染除去工事は事業者による工事着工(造成も含む)までに完了し事業者の工事着工時点では汚染土壌は存在しないと考えて提案することよろしいでしょうか？	No.49の質問回答を参照してください。
52	業務要求水準書(案)		敷地地歴・土壌調査	10	2	(4)						貴県が行う予定の土壌汚染状況調査の具体的なスケジュールをご教示ください。	No.49の質問回答を参照してください。
53	業務要求水準書(案)		敷地地歴・土壌調査	10	2	(4)						事業者の自主的な土壌汚染状況調査により、土壌汚染が確認された時は、事業費及び事業スケジュールの変更について県と協議できる、という理解でよろしいでしょうか。	No.49の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カ+	(カ+)	英字	(英字)		
54	業務要求水準書(案)		敷地地歴・土壌調査	10	2	(4)						県による土壌汚染除去工事後に、なお土壌汚染が残存し、建設工事に支障が生じる場合、これらの撤去は県がその負担において実施し、スケジュールの延伸及びそれに伴う費用の増加については県に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	発注者が入札手続で入札参加者に示した資料等では予測できなかった土壌汚染等の建設障害が本敷地に発見された場合の取扱いについては、入札公告時に示します。
55	業務要求水準書(案)		敷地地歴・土壌調査	10	2	(4)						「本敷地では、特定有害物質の使用及び保管履歴がある」とのことですが、特定物質の内容・保管履歴について詳細をお示し頂けますでしょうか。	土壌汚染状況調査及び土壌汚染が確認されたときの土壌汚染除去工事は全て県の実施する業務のため、お示しする予定はありません。
56	業務要求水準書(案)		既存建物等の状況	10	2	(5)						「参考2体育館分館(既存施設)資料」とありますが、秋に公表というのは具体的にいつ頃になりますか。参考資料や別紙が示されませんと事業予測が達しません。具体的な公表日程をお示し頂けますか。	業務要求水準書(案)【修正版】の参考2を参照してください。
57	業務要求水準書(案)		既存建物等の状況	10	2	(5)						既存建築物の解体については事業者による本施設の着工時点では貴県により別途完了しているとのことでしょうか。残置物等は別紙6にて場所や数量、形状もお示しいただけるのでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙6を参照してください。
58	業務要求水準書(案)		各種インフラ整備状況	10	2	(6)						「各インフラ業者と協議を行い、事業者の負担で――」とありますが、負担金がある場合も事業者負担ですか。又、入札段階でも直接各種インフラと協議してよいという事ですか？	貴見のとおりです。
59	業務要求水準書(案)		電気	10	2	(6)	①					南面の電柱については供用開始後は残置もしくは撤去となるのでしょうか？	西側市道の南面沿いの電柱は、供用開始後、本敷地内に移設させる予定です。当該移設に伴う工事は本事業範囲外です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
60	業務要求水準書(案)		施設構成	11	3	(1)						新体育館にて、バドミントン、卓球競技は、利用対象となりますでしょうか？ 又設計条件は提示されるのでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-2を参照してください。
61	業務要求水準書(案)		施設構成	11	3	(1)						新体育館の概要において、可動席収納時有効面積として46m×91m以上とありますが、可動席設置時の必要面積の指定はないのでしょうか？	可動席が設置・展開された状態で、バスケットボール、バレーボール等の1試合(センターコートでの決勝戦やプロスポーツイベントによる興行など)が可能となるよう計画してください。併せて業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
62	業務要求水準書(案)		施設構成	11	3	(1)						天井高さについては別紙にてお示しいただけるのでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。記載のない諸室については事業者提案とします。
63	業務要求水準書(案)		施設構成	12	3	(1)						駐車場について、無料とするか有料するかの判断は、事業者側の提案に委ねるとの認識で宜しいでしょうか。	無料とします。
64	業務要求水準書(案)		施設構成	12	3	(1)						その他の関連諸室の中に幼児体育室とありますが、幼児体育室は幼児が安全に遊べる遊具等のあるキッズコーナー的なスペースとの解釈で宜しいのでしょうか。またはキッズプログラム等の幼児の体育指導も含めた施設をお考えでしょうか。要求のレベルをお示し頂きたいと思えます。	キッズコーナーのようなスペースを想定しています。併せて業務要求水準書(案)【修正版】別紙9-1を参照してください。
65	業務要求水準書(案)		施設概要	12	3	(1)						延床面積合計について「36,000㎡程度」とありますが、±等、下限・上限の考え方をお示ください。	36,000㎡以上で、上限の規定はありません。併せてNo.39の質問回答を参照してください。
66	業務要求水準書(案)		施設構成	12	3	(1)						幼児体育室とは、事業者自らが幼児を預かる形態なのか、保護者の責任下で幼児と利用する場所なのか、どちらでしょうか？	No.64の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
67	業務要求水準書(案)		自由提案施設について	12	3	(2)						自由提案施設の整備についてはあくまでも任意であり、設置する義務はないとのことよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
68	業務要求水準書(案)		自由提案施設について	12	3	(2)						自由提案施設については、①から③の要件を全て満たす事は必須でしょうか。(例えば、食堂を自由提案施設として提案したい場合に、①県民の健康増進に役立つ施設であることが該当しない為、提案出来ないこととなる為、①から③のどれかに該当すれば良いという条件に変更して頂きたいと存じます)	①から③のうちいずれかを満たす施設とします。
69	業務要求水準書(案)		自由提案施設について	12	3	(2)						自由提案事業について、①～③までの要件を満たすこととありますが、3つの要件を満たす独立採算事業は非常に困難と思料します、①～③までのうち、いずれかを満たす事業でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	No.68の質問回答を参照してください。
70	業務要求水準書(案)		自由施設提案について	12	3	(2)						次に示す3要件を満たすこととありますが、全てを満たす必要があるのか、いずれか一つでも良いのかご教示下さい。	No.68の質問回答を参照してください。
71	業務要求水準書(案)		自由提案施設について	12	3	(2)						①から③の要件について、すべてを満たす必要があるということでしょうか。あるいはどれか一つを満たせばよいのでしょうか。	No.68の質問回答を参照してください。
72	業務要求水準書(案)		自由提案施設について	12	3	(2)						自由提案施設は事業者の任意提案により整備とありますが、整備の費用負担の考え方をお示し下さい。また、敷地内に本施設と隣接する施設を提案した場合の整備費用と使用の際の負担も含め、自由提案施設の整備と運営に関する費用負担がございましたら具体的にお示し下さい。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
73	業務要求水準書(案)		自由提案施設について	12	3	(2)	③					自由提案施設の要件として①～③が示されており、③に“県が適当と認めるもの。”とありますが、事業者が予定する自由提案施設の内容については「提案書」に記載するものと思料します。 「提案書」の審査により最優秀提案者として選定され、落札者となった事業者の自由提案施設に係る提案は、“県が適当と認めたもの”と見なされると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
74	業務要求水準書(案)		景観	12	4	(1)	①	イ				景観について「総合スポーツゾーン全体や周辺のまちなみと調和するよう、外観・色彩等に配慮すること」とありますが、宇都宮市の景観条例及び景観計画に準拠すれば宜しいのでしょうか？或いは総合スポーツゾーン自体において外観・色彩等の考え方があればご教示下さい。	宇都宮市の景観条例及び景観計画に準拠するよう提案してください。
75	業務要求水準書(案)		設計・建設段階	12	4	(1)	①②					設計業務及び建設業務の各3項目の括弧書きに「国庫補助申請補助等」とありますが、事業者の業務としては申請の補助(関連図書の作成等)の意であり、申請業務自体は含まれないものと理解して宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
76	業務要求水準書(案)		環境負荷低減	13	4	(1)	②	ア				再生可能エネルギーの積極的な採用により、余剰電力が発生する場合は、売電するような提案は可能でしょうか。	再生可能エネルギーの採用により生ずる電力は、原則として自家消費することを前提としており、売電することは想定していません。
77	業務要求水準書(案)		環境負荷低減	13	4	(1)	②	ア				再生可能エネルギーの積極的な採用により、余剰電力を売電する場合、売電収入は事業者の収入としてよろしいでしょうか。	No.76の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			
78	業務要求水準書(案)		環境負荷低減 ランニングコスト計算書	13 30	4 5	(1) (2)	② ②	ア ア		(ア)	f		「ライフサイクルコストの低減を図ること」とあります。又基本設計図書の説明資料には、ランニングコスト計算書提出とありますが、入札段階のランニングコスト検討の為の各種インフラ料金については、県の取引料金を提示いただけますか？	事業契約締結後協議することとします。
79	業務要求水準書(案)		長寿命	13	4	(1)	②	イ					100年間の施設利用とは通常の維持メンテナンスを想定した利用と考え、100年コンクリート(30N/mm ² 以上)などの特殊材料の使用は想定しなくてよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
80	業務要求水準書(案)		防災性	13	4	(1)	③						総合スポーツゾーンは「広域災害対策活動拠点」に位置付けられているとのことですが、スポーツゾーン内には複数の建物・施設が存在します。災害発生時の防災拠点として、本施設はどのような用途(救護所、避難所、災害対策本部など)で使用される予定かをご教示ください。	本施設においては、広域災害対策活動拠点の位置付けに伴う特別な施設整備は必要ありませんが、大規模災害発生時には、救援物資の輸送・集積地点や災害対策に係る要員(県、消防、警察、自衛隊等)の集結・救護・救援活動等の拠点として、災害対策本部の指揮下に入ることを想定しています。
81	業務要求水準書(案)		防災性	13	4	(1)	③						防災備蓄品の整備や管理・更新は、本事業に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	防災備蓄品の整備は総合スポーツゾーンの他エリアでの整備を予定しており、本施設での整備は想定していません。ただし、災害時において施設利用者等の防災安全性を確保する観点からの事業者提案とします。
82	業務要求水準書(案)		防災性	13	4	(1)	③						「広域災害対策拠点」として、事業者に求められる施設機能、備品等を具体的にご教示ください。	事業者として、災害時における施設利用者等の防災安全性を確保するための施設性能を計画してください。併せてNo.80及びNo.81の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
83	業務要求水準書(案)		防災性	13	4	(1)	③					本施設は広域災害活動拠点においてどのような利用をされる想定でしょうか。救援物資の集積、保管のみでしょうか？災害対策要員の簡易宿泊等でも利用されるのでしょうか？救護、救援活動とは被災者への医療系の活動や被災者の一時的な宿泊もお考えでしょうか？	No.80、No.81及びNo.82の質問回答を参照してください。なお、大規模災害発生時には災害対策に係る要員の受入れだけではなく、災害対策本部の指示により被災者の応急的な受入れを行う場合があります。
84	業務要求水準書(案)		防災性	13	4	(1)	③					「---災害対策要員による救護・救援活動の拠点となる事を想定している。」とありますが、災害対策要員の人員、災害対策要員の滞在期間等の想定条件は提示されますでしょうか？	災害対策に係る要員の人数、滞在期間等については、災害の種類や規模等により異なるため、お示しすることはできません。
85	業務要求水準書(案)		防災性	13	4	(1)	③					災害対策要員とは貴県職員と事業者で構成されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合の貴県が想定されている体制、事業者の具体的な役割等についてご教示ください。	災害対策に係る要員とは、県、消防、警察、自衛隊等の職員を指すものです。事業者の具体的役割は、災害等発生時の対応マニュアル等を事前に県と協議し策定することとします。また、災害対策に係る要員の実際の受入れ等に際しては、県と協議の上、適切に対応することとします。
86	業務要求水準書(案)		防災性	13	4	(1)	③					「広域災害対策活動拠点」とありますが、備蓄は必要なのでしょうか。もし必要であれば、備蓄の為の施設要求水準、備蓄品や更新の扱い等、具体的にお示しください。	No.81の質問回答を参照してください。
87	業務要求水準書(案)		利便性	14	4	(1)	⑤	ア				“アリーナ等、競技及び運動を行う室を除き、施設内は原則として土足エリアとし、”とありますが、更衣室やプールへの動線範囲など、環境衛生面への配慮や運営管理上運営に当たる者が適当と判断したエリアについては、土足・裸足等での利用を提案することも可能でしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カ	(カ)	英字	(英字)		
88	業務要求水準書(案)		ユニバーサルデザイン・バリアフリー	14	4	(1)	⑤	イ				車いす対応の観客席の配置に関する指定はあるのでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
89	業務要求水準書(案)		ユニバーサルデザイン・バリアフリー	15	4	(1)	⑤	イ				「サイン計画の詳細については、事業者選定後協議を行うこととする」とのことですが、事業費の増額を伴う変更を想定する必要がありますでしょうか。事業者決定後の事業費の増額を回避するため、要求水準の仕様を明確化頂けませんか。	本敷地(総合スポーツゾーン東エリア)及び本施設内に設置するサインは、エリア内の各施設を示すサインのほかに、公共交通機関や総合スポーツゾーンの外エリア内の各施設等を示すサインを適宜設置することとします。
90	業務要求水準書(案)		音環境	15	4	(1)	⑤	ウ				室内音環境の具体的なNC値をお示ください	NC値等を設定することは考えていません。要求水準に記載の本施設の用途や諸室機能を鑑みて、快適で機能的な室内環境確保に努め、性能を設定してください。
91	業務要求水準書(案)		音環境	15	4	(1)	⑤	ウ				外部騒音測定値を開示していただけないでしょうか？	外部騒音測定値はありませんので、適宜計画してください。
92	業務要求水準書(案)		空気環境	15	4	(1)	⑤	カ				風による音鳴りを防止し、とございますが、音鳴りとは空調吹き出し口の空調騒音のことを指すと考えてよろしいでしょうか。また、その場合の空調騒音の設計目標値は事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
93	業務要求水準書(案)		フレキシビリティ	16	4	(1)	⑥	イ				「さまざまな用途に対応できる工夫を凝らす」とありますが、プールや体育館において、「別紙9必要諸室及び仕様」にて床・壁・天井等の仕上げ材及び性能については、貴県にて規定されないということでしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。記載されていないものについては、事業者提案とします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
94	業務要求水準書(案)		全体配置	16	4	(2)	①	ア				新体育館と屋内水泳場が互いに連携できるように配慮とありますが、県としてはどのような連携を想定されているのでしょうか？	大会時の相互利用(例えば水泳の大規模大会時に選手待機スペースとしてアリーナ等を用いる)や、一般利用時に新体育館での運動後、水泳場で泳ぐこと(またはその逆)がスムーズに行えること等を想定しています。
95	業務要求水準書(案)		全体配置	16	4	(2)	①	イ				事業者決定後協議を行う事とありますが、協議結果による変更は、設計変更規定に準じ、県の負担という理解で宜しいでしょうか？	変更の内容によります。
96	業務要求水準書(案)		車両出入口	17	4	(2)	①	イ				別紙2に記載されている東第1駐車場の車両出入口はどこに設ける予定でしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙8を参照してください。
97	業務要求水準書(案)		車両出入口	17	4	(2)	①	イ				路線バス用出入口に関してバス事業者との協議はされたのでしょうか？	協議済み事項は業務要求水準書(案)に記載のとおりです。
98	業務要求水準書(案)		車両出入口	17	4	(2)	①	イ				サービス用車両専用出入口は敷地北側も可とのことですが、ごみ収集車や大型車両等も北側道路を通行しても良いとのことでしょうか？この場合の車両種類、車両サイズの規定は御座いますでしょうか？	近隣住民の生活環境や道路幅員に十分配慮した計画としてください。併せて業務要求水準書(案)【修正版】の別紙8を参照してください。
99	業務要求水準書(案)		車両出入口	17	4	(2)	①	イ				サービス用車両専用出入口は敷地北側も可とのことですが、この場合も左折出庫という理解で宜しいのでしょうか？	貴見のとおりです。併せて業務要求水準書(案)【修正版】の別紙8を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
				頁	数	(数)	(数)	カ	(カ)	英	(英)			
100	業務要求水準書(案)		車両出入口	17	4	(2)	①	イ					「大規模イベント時等の左折出庫のみ使用可とし、使用時は交通誘導員の配置等を行うこと。」とありますが、本記載部分は設計・建設の要求水準であります。「交通誘導員の配置等を行う」は後述の運営・維持管理業務に関するの要求水準に従い実施するとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
101	業務要求水準書(案)		車両出入口	17	4	(2)	①	イ					「大規模イベント時等の左折出庫のみ使用可とし、使用時は交通誘導員の配置等を行うこと。」とありますが、選定事業者が交通誘導員の配置を行う場合は、交通誘導員の人件費が発生します。入札における公平性のため、入札資料として貴県が想定する大規模イベントの内容、開催数をご提示いただけますか。	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
102	業務要求水準書(案)		意匠計画	17	4	(2)	②						シンボリックなものとの記載がございますが、デザイン指向に関してご意向がありましたら、ご教示頂けますでしょうか。	要求水準に記載の内容から適宜提案してください。
103	業務要求水準書(案)		意匠計画	17	4	(2)	②						「周辺からの建物の見え方に配慮すること」とは、動線からの建物の視認性に配慮する必要があるという理解でよろしいでしょうか。それとも周辺の住宅から圧迫感を和らげるような配慮をする必要があるという意味でしょうか。要求水準をもう少し明確化頂けますでしょうか。	要求水準に記載の内容から適宜提案してください。
104	業務要求水準書(案)		諸室計画	17	4	(2)	③						「別紙9、必要書室及び仕様」では、設備関係の諸元(照明コンセント、給水・給湯・排水、空調・換気他の要否・箇所数・設計条件)は、提示されますでしょうか？	各種設備の要否や、一部設備の箇所数・設計条件については業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。記載のない内容については、事業者提案とします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
105	業務要求水準書(案)		諸室計画	17	4	(2)	③					諸室計画ですが、「必要諸室及び仕様」が公表されませんと事業予測が達しません。具体的な公表日程をお示し頂けますか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
106	業務要求水準書(案)		新体育館	17	4	(2)	③	ア				「メインアリーナでの大会開催時にもサブアリーナで県民の一般利用が可能とすること。」とありますが、動線や利用エリアの分離等に関する具体的な条件があればお示しください。	要求水準に記載の内容から適宜提案してください。
107	業務要求水準書(案)		新体育館	17	4	(2)	③	ア				「メインアリーナでの大会開催時もサブアリーナでの一般利用は可能」、「メインアリーナとサブアリーナで別々の大会を同時に開催できる」「メインアリーナとサブアリーナを同時に使用する」等の記載がりますが、これらの対応によりメインアリーナで大会が開催される際のプレイヤーアップのために、サブアリーナは利用できないということでしょうか？	「メインアリーナでの大会開催時もサブアリーナでの一般利用は可能」や「メインアリーナとサブアリーナで別々の大会を同時に開催できる」、「メインアリーナとサブアリーナを同時に使用する」という利用に関する記載は、メインアリーナ内で完結するような中小規模の大会開催時を想定しています。
108	業務要求水準書(案)		新体育館	17	4	(2)	③	ア				各種公式競技とありますが、想定されている競技種は何でしょうか？そのうちで公式競技を開催する競技で必要最低限の競技は何でしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-2を参照してください。
109	業務要求水準書(案)		新体育館	17	4	(2)	③	ア				<ul style="list-style-type: none"> ・各種公式競技の開催が可能とすること。とありますが、開催が考えられる公式競技をあらかじめお示し頂けますか。用意する備品選定や大会運営を考えた仕様の検討が出来ると思います。 ・メインアリーナとサブアリーナ別々の大会を同時に開催できるようにとありますが、それぞれの大会のアップコートは不要というお考えでしょうか。 ・またメインアリーナとサブアリーナを同時仕様の場合も上記と同様ですが、競技者のアップを本施設外で行なうとのお考えでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-2を参照してください。(別紙10は入札公告時までに示す予定です。) ・No.107の質問回答を参照してください。 ・No.107の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
110	業務要求水準書(案)		新体育館	17	4	(2)	③	ア				各種公式競技の開催が可能とすることとありますが、必要最低限、整備が必要な公式競技をご教示ください。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-2を参照してください。
111	業務要求水準書(案)		メインアリーナ	17	4	(2)	③	ア	(ア)			体育館での準備運動、アップはサブアリーナ等のアップコートを利用すると思いますが、記載の室内ジョギングコースの計画は絶対条件でしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
112	業務要求水準書(案)		メインアリーナ	18	4	(2)	③	ア	(ア)			メインアリーナ・サブアリーナの「防球ネットは、天井収納式の電動間仕切りとする」とのことですが、防球ネットが必要な範囲を具体的にお示し頂けますでしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
113	業務要求水準書(案)		メインアリーナ	18	4	(2)	③	ア	(ア)			・ジョギングコースをアリーナ観客席の外側にとありますが、周回コースとお考えでしょうか。 ・コースと観客の導線を併用するお考えでしょうか。その場合床材はジョギングに適した物にしなければならないのでしょうか。 ・観覧席の土足と運動エリアの棲み分けはどの様な仕様をお考えですか。 ・本項目はジョギングコースをアップやクールダウンの運動エリアとして要求する物との解釈で宜しいでしょうか。	・業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。 ・業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。 ・事業者提案とします。 ・貴見のとおりです。
114	業務要求水準書(案)		メインアリーナ	18	4	(2)	③	ア	(ア)			テレビ放送に適した照度を守る為の照明は、固定ではなく移動式や可動式でも宜しいのでしょうか。	移動式や可動式も可としますが、本事業内で見込んでください。
115	業務要求水準書(案)		サブアリーナ	18	4	(2)	③	ア	(イ)			サブアリーナにおいて、観覧スペースは何名程度のスペースを想定されているのでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	③	ア	(イ)	英字	(英字)		
116	業務要求水準書(案)		サブアリーナ	18	4	(2)	③	ア	(イ)			固定席はメインアリーナ同様個別席でしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
117	業務要求水準書(案)		サブアリーナ	18	4	(2)	③	ア	(イ)			サブアリーナの観覧席と観覧スペースの違いを明確にお示し下さい。	「観客席」は椅子を設置した座席のことであり、「観覧スペース」は人が留まれるような場所を想定しています。
118	業務要求水準書(案)		体育館大会運営関連諸室	18	4	(2)	③	ア	(ウ)			体育館大会運営関連諸室に映像操作室とありますが、貴県におかれては体育館に映像設備を設置するとのお考えなのでしょうか。	映像設備はありませんが、TV放送対応を想定しています。併せて業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
119	業務要求水準書(案)		体育館大会運営関連諸室	18	4	(2)	③	ア	(ウ)			貴賓室(VIP室)とありますが、何名位の観覧規模をお考えでしょうか。平米数でも結構ですので具体的にお示し頂けますか。また、貴賓席も併設と考えて宜しいのでしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
120	業務要求水準書(案)		体育館大会運営関連諸室	18	4	(2)	③	ア	(ウ)			貴賓室とございますが、誰が何人使用する広さを想定しているのでしょうか？また貴賓室から競技が観戦できないといけないのでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。貴賓室からの観戦の可否は事業者提案とします。
121	業務要求水準書(案)		体育館大会運営関連諸室	18	4	(2)	③	ア	(ウ)			映像掲示板等の要件が御座いませんが、放送室・映像操作室とは、TV放送対応を意味されているのでしょうか？	新体育館の映像操作室は削除しました。業務要求水準書(案)【修正版】のP18及び別紙9-1を参照してください。
122	業務要求水準書(案)		屋内水泳場	18	4	(2)	③	イ				電光掲示板についてプール公認規則に示されているもの以外にご予算設定時に表示を想定されたものがあればご提示ください。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	③	イ	(イ)	英字	(英字)		
123	業務要求水準書(案)		屋内水泳場	18	4	(2)	③	イ				電光掲示板を設置とありますが、貴県におかれては競技の映像出力にも対応できるものをご考へなんでしょうか。また、固定式ではなく可動式でも宜しいでしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
124	業務要求水準書(案)		屋内水泳場	18	4	(2)	③	イ				必要とされる電光掲示板の大きさや仕様について詳細をお示し頂けますでしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
125	業務要求水準書(案)		屋内水泳場	18 19	4	(2)	③	イ	(ア) (イ)			(イ)25mプールにのみ「空き時間には県民の一般利用…」との記述がありますが、(ア)の50mプールについては県民の一般利用は一切想定しないものと理解して宜しいのでしょうか？	空き時間には県民の一般利用も想定します。業務要求水準書(案)【修正版】のP19及び別紙9-1を参照してください。
126	業務要求水準書(案)		屋内水泳場	19	4	(2)	③	イ				50m、25mそれぞれのプールのスロープは、日本水泳連盟プール公認規則P.21のようにコースプール外(プール側面)設置とお考えでしょうか？	スロープ等は、原則として、移動可能な備品対応としてください。業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
127	業務要求水準書(案)		屋内水泳場	19	4	(2)	③	イ				50m、25mそれぞれのプールのスロープは、各種競技の際の使用も想定されておりますでしょうか？	大会等競技の際の使用は想定していません。
128	業務要求水準書(案)		屋内水泳場	19	4	(2)	③	イ				スロープ最下部の深さをご教示下さい。	No.126の質問回答を参照してください。
129	業務要求水準書(案)		50mプール	18	4	(2)	③	イ	(ア)			可動床と可動壁を両立させるプールの仕様ですが「参考3 可動床・可動壁の計画資料」が公表されませんと事業予測が達しません。具体的な公表日程をお示し頂けますか。	業務要求水準書(案)【修正版】の参考3を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	③	イ	(ア)	英字	(英字)		
130	業務要求水準書(案)		50mプール	18	4	(2)	③	イ	(ア)			身体障害者や高齢者等の入水に配慮したスロープ「等」とありますが、スロープでなくても入水に配慮した設備があれば良いとの解釈で宜しいでしょうか。また、固定のスロープを前提にした場合、スロープ最下段の平場の深さは何メートルとお考えでしょうか。	No.126の質問回答を参照してください。
131	業務要求水準書(案)		屋内水泳場	19	4	(2)	③	イ	(ア) (イ)			25mプールにはスタート台とターンボードの整備と記載がございますが、50mプールには記載がございません。不要と考えて宜しいでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】のP19及び別紙9-1を参照してください。
132	業務要求水準書(案)		25mプール(飛込兼用)	19	4	(2)	③	イ	(イ)			25mプール(飛込兼用)に入水に配慮したスロープ等の設備の要求で、可動床との取り合いでスロープは危険のため、プールサイドにリフト式の入水装置を設ける事で、要求水準を達成している理解でよろしいですか。	No.126の質問回答を参照してください。
133	業務要求水準書(案)		25mプール	19	4	(2)	③	イ	(イ)			25mプールには空き時間には県民の一般利用のプールとしても活用とありますが、50mプールにはその表記がありませんでした。50mプールは競技者利用に限定するとのことでしょうか。	No.125の質問回答を参照してください。
134	業務要求水準書(案)		観客席	19	4	(2)	③	イ	(ウ)			固定席はメインアリーナ同様個別席でしょうか？	貴見のとおりです。
135	業務要求水準書(案)		観客席	19	4	(2)	③	イ	(ウ)			1000席程度の段状の観覧スペースとは、座った状態で確保すべき個別席数でしょうか？立ち見での席数でしょうか？	座った状態での席数です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	③	イ	(ウ)	英字	(英字)		
136	業務要求水準書(案)		観客席	19	4	(2)	③	イ	(ウ)			「選手の休憩場所等となるよう1,000席程度の段状の観覧スペースを整備すること」とありますが、観覧スペースは、個別席ではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
137	業務要求水準書(案)		観客席	19	4	(2)	③	イ	(ウ)			1,000席程度の観覧スペースとは、プールサイドに直結している階段状の観覧席のことで宜しいのでしょうか。観覧スペースの定義を明確にお示し頂きたいと思えます。	プールサイドと直接行き来ができる階段状のスペースであり、固定席は設置しません。
138	業務要求水準書(案)		プールサイド	19	4	(2)	③	イ	(エ)			床暖房とありますが、プールサイドの全てのエリアを示していच्छるのでしょうか。それとも応募者の提案によるのでしょうか。	プールサイドの全てのエリアとします。
139	業務要求水準書(案)		プールサイド	19	4	(2)	③	イ	(エ)			「床暖房を設置すること」とありますが、床暖房を設置する範囲をお示し頂けますでしょうか。	No.138の質問回答を参照してください。
140	業務要求水準書(案)		プール大会運営関連書室	19	4	(2)	③	イ	(オ)			プール大会運営関連諸室等については、各諸室の面積要件、各種仕上の考え方については追加で公表されるとのことでよろしいでしょうか？意見交換会の前(出来る限り早く)に公表いただくと有意義な意見交換会になると思われま	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
141	業務要求水準書(案)		プール競技関係諸室	19	4	(2)	③	イ	(カ)			ジャグジーを各プールの近傍に設けるとの記載がございますが、各プールに1箇所ずつ合計2箇所設けるとの理解で宜しいでしょうか。	ジャグジーについては、1箇所に変更しました。業務要求水準書(案)【修正版】のP20及び別紙9-1を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	③	ウ	(ア)	英字	(英字)		
142	業務要求水準書(案)		その他関連諸室	20	4	(2)	③	ウ				その他関連諸室に関して各諸室の面積要件、各種仕上の考え方については追加で公表される別紙9にて示されるとの理解でよろしいでしょうか？意見交換会の前(出来る限り早く)に公表いただくと有意義な意見交換会になると思われます。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
143	業務要求水準書(案)		更衣室	20	4	(2)	③	ウ	(ア)			更衣室、シャワールーム、洗面所、便所等はアリーナ・プールそれぞれに必要でしょうか？	利用者用更衣室(含むシャワールーム、洗面所、便所等)をアリーナ、プールそれぞれに個別で計画するか、一体で計画するかは、運営の考え方に合わせた事業者提案とします。
144	業務要求水準書(案)		利用者用更衣室	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	a		アリーナ用、プール用とロッカーを区別する必要はないと思慮しますが、必ず区別しなければならぬでしょうか。合計して個人利用分として男女各600人以上ということによろしいでしょうか。	No.143及びNo.153の質問回答を参照してください。
145	業務要求水準書(案)		ロッカールーム	20	4	(3)	③	ウ	(ア)	b		プロスポーツ選手やイベント関係者等とありますが、これには「dその他」にある大会時の選手は含まれないとの理解で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
146	業務要求水準書(案)		ロッカールーム	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	b		2室設置とありますがそれぞれ何人程度想定すればよいかご教示下さい。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
147	業務要求水準書(案)		ロッカールーム	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	b		ロッカールームについて、プロスポーツ選手とありますが、アリーナ利用の選手という理解で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
148	業務要求水準書(案)		ロッカールーム	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	b		ロッカールームのロッカーの仕様は、別紙9ないし10でお示し頂けるのでしょうか？	別紙10は入札公告時まで示す予定です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
149	業務要求水準書(案)		ロッカールーム	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	b		ロッカールームは、プロスポーツ選手等何名程度の利用を想定すればよろしいでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
150	業務要求水準書(案)		ロッカールーム	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	b		プロスポーツ選手やイベント関係者が使用するロッカールームは1室何名程度の選手が利用する想定でしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
151	業務要求水準書(案)		ロッカールーム	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	b		ロッカールームについて、プロスポーツ選手の利用等の想定が示されておりますが、トレーニング室との「隣接/近接」等の条件があればお示しください。	トレーニング室との隣接・近接条件はありません。適宜提案してください。
152	業務要求水準書(案)		審判用控室	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	c		何人程度想定すればよいかご教示下さい。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
153	業務要求水準書(案)		その他	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	d		更衣室はアリーナ、プールの双方に300名以上との記載がありますが、最低限300名分を確保すれば大会等開催時にも一般利用もロッカーが利用できる想定されているとのことよろしいでしょうか？	プールのロッカー数を変更しました。業務要求水準書(案)【修正版】のP20を参照してください。 アリーナ用として男女各300人以上(合計600人以上)、プール用として男女各200人以上(合計400人以上)、総合計1000人以上のロッカーを設置してください。
154	業務要求水準書(案)		その他	20	4	(2)	③	ウ	(ア)	d		大会開催時においても一般利用者のロッカーを一定数確保できるようにとありますが、一定数とは一般利用者を何人と見込んでの数と考えれば宜しいのでしょうか。	運営の考え方にあわせて事業者提案とします。
155	業務要求水準書(案)		会議室	20	4	(2)	③	ウ	(イ)			会議室の分割数は何分割でしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
156	業務要求水準書(案)		会議室	20	4	(2)	③	ウ	(イ)			会議室の広さと部屋数は、国体開催時に必要な室数で事業者の提案による理解でよろしいですか。	最低限必要な室数等については業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。 それ以上の室数の計画は事業者提案とします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	③	ウ	(ウ)	英字	(英字)		
157	業務要求水準書(案)		トレーニング室	20	4	(2)	③	ウ	(ウ)			各種機器とありますが、別紙10にて明示されるのでしょうか？	各種機器の内容については、事業者提案とします。
158	業務要求水準書(案)		トレーニング室	20	4	(2)	③	ウ	(ウ)			体操や各種機器によりとありますが、貴県では体操競技の練習室を併設したトレーニング室をお考えでしょうか。また体力(増進)トレーニングが目的ととれますが、競技力向上も基本方針となる本施設としては、アスリートの方々のトレーニング施設も兼ねると考えて宜しいのでしょうか。	体操競技の練習室等を併設したトレーニング室は想定していません。本室は競技力向上としての利用ではなく、一般の方のトレーニングでの利用を想定しています。併せて業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
159	業務要求水準書(案)		その他関連諸室	21	4	(2)	③	ウ	(エ)			卓球台は何台をお考えなのでしょうか？	想定される室面積に応じた事業者提案とします。併せて業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
160	業務要求水準書(案)		多目的スタジオ	21	4	(2)	③	ウ	(エ)			多様なスポーツが同時利用される事をお考えでしょうか？	同時利用は想定していません。併せて業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
161	業務要求水準書(案)		多目的スタジオ	21	4	(2)	③	ウ	(エ)			「ダンススポーツなど多様なスポーツニーズに対応できる部屋として整備すること」のことですが、社交ダンスでのヒール使用を想定した床仕上にする必要はありますか？	業務要求水準書(案)【修正版】別紙9-1を参照してください。ヒール使用を想定するかどうかは、運営の考え方にあわせて事業者提案とします。
162	業務要求水準書(案)		幼児体育室	21	4	(2)	③	ウ	(オ)			前項でもご質問させて頂いておりますが、幼児体育室は幼児が安全に遊べる遊具等のあるキッズコーナー的なスペースとの解釈で宜しいのでしょうか。またはキッズプログラム等の幼児の体育指導も含めた施設とお考えなのか要求レベルをお示し頂きたいと思えます。	No.64の質問回答を参照してください。
163	業務要求水準書(案)		その他関連諸室	21	4	(2)	③	ウ	(カ)	a		事務室は県職員は利用されないとのことではよろしいでしょうか？その他体育協会等の各種団体の利用スペースも不要とのことではよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
164	業務要求水準書(案)		指導・監視員室	21	4	(2)	③	ウ	(カ)	c		大会時のドーピング検査は、監視員の便所に専用機能を設け一般便所とは別の場所で行う理解でよろしいですか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
165	業務要求水準書(案)		倉庫・用器具庫	21	4	(2)	③	ウ	(カ)	d		倉庫・用器具庫はどれだけの用器具及び備品を収納しなければならないのか、備品リストと配置倉庫の関係でお示し頂けないでしょうか。	別紙10は入札公告時までを示す予定です。
166	業務要求水準書(案)		ホール・廊下・階段等について	21	4	(2)	③	ウ	(キ)	a		ホール・廊下・階段等について、例えば大会やプロスポーツイベント等の観客の入場前の待機(行列)スペース、チケット販売、もぎり等のスペースについての想定、条件があればお示ください。	運営の考え方にあわせて事業者提案とします。
167	業務要求水準書(案)		想定利用者数	21	4	(2)	③	ウ	(キ)	b		貴県が想定する本施設(体育館、プール)の一般及び専用利用者数があればご教示ください。	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
168	業務要求水準書(案)		電気設備	23	4	(4)	①	オ				無停電電源装置はどの程度のコンピュータ台数に対応しどの程度の時間を電源確保できる容量とすればよろしいでしょうか？	数台程度の予約システム用端末の瞬低・停電によるシステム障害が生じないよう対策するものであり、最低限システム等を正常に終了させられる程度の時間を保持できるものを想定します。
169	業務要求水準書(案)		電気設備	23	4	(4)	①	カ				構内交換設備について、貴県にて利用する必要な回線数があるのでしょうか？事業者側の必要数のみ確保すればよろしいでしょうか？	事業者側の必要数を確保してください。
170	業務要求水準書(案)		電気設備	23	4	(4)	①	キ				情報機器設置想定室とはどこでしょうか？	事業者提案において、情報機器(サーバ等)を設置することとした室の事です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カ	(カ)	英字	(英字)		
171	業務要求水準書(案)		電気設備	23	4	(4)	①	キ				各種大会開催時には大会主催者が臨時に使用できる電話回線を確保するとありますが、回線数はどの程度確保すればよろしいでしょうか？	臨時電話回線は不要とします。
172	業務要求水準書(案)		自動火災報知設備	23	4	(4)	①	シ				自動火災報知設備の受信機を中央監視室に設置することも可能でしょうか。	自動火災報知設備の主受信機を事務室に設置の上で、副受信機を中央監視室に設置することは可能です。
173	業務要求水準書(案)		電気設備	23	4	(4)	①	セ				音響設備の目的を、競技者等の呼び出しアナウンス等、ご明示頂けないでしょうか？	呼び出しアナウンス等、大会運営に必要な設備とします。ただし、演出用は除きます。
174	業務要求水準書(案)		表示・音響設備	23	4	(4)	①	セ				“屋外水泳場”とありますが、どの施設を指すのでしょうか。	屋内水泳場の誤記です。業務要求水準書(案)【修正版】のP24を参照してください。
175	業務要求水準書(案)		電気設備	23	4	(4)	①	セ				電光掲示板とは、競技者の順序やタイムを表示するだけのものを意味するのでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
176	業務要求水準書(案)		表示・音響設備	23	4	(4)	①	セ				表示・音響設備を設置する屋外水泳場とは屋内水泳場のことでしょうか。	No.174の質問回答を参照してください。
177	業務要求水準書(案)		空調換気排煙設備	24	4	(4)	②	ウ				空気環境の測定基準とありますが、具体的にどの基準をお示しかが教授頂けないでしょうか？	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の基準によります。
178	業務要求水準書(案)		給排水衛生設備	24	4	(4)	③	ア				水道に関して、原則北側市道から引き込むこととなっておりますが、西側に敷設されている本管の利用を妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか？	上水道は、北側市道1675号線から引き込むことを原則としますが、西側市道1637号線の拡幅工事と同時期、かつ県及び宇都宮市上下水道局と調整が整った場合には、同市道沿いから引込みを行うことも可とします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
179	業務要求水準書(案)		給排水衛生設備	24	4	(4)	③	ア				既存施設で地下水を利用しているのでしょうか。もしくは井戸があるのでしょうか？	本敷地において地下水の利用及び井戸はありません。
180	業務要求水準書(案)		給排水衛生設備	24	4	(4)	③	ア				土壌汚染の可能性の観点から見ても、地下水利用は問題ないという意味でしょうか？	水質に異常がなく、関係機関と協議が整えば、利用に問題ははありません。
181	業務要求水準書(案)		プールの排水先について	24	4	(4)	③	イ				プール排水先は雨水系統も可能かでしょうか？	宇都宮市上下水道局と協議の上、決定してください。
182	業務要求水準書(案)		排水設備	25	4	(4)	③	イ				排水量の規制について開示ください。	排水量は200m ³ /h、4,100m ³ /日を上限とし、メンテナンスに係るプール全換水は原則として11月から翌年4月に限ることとします。また、全換水を行う際は、その都度宇都宮市上下水道局と協議することとします。
183	業務要求水準書(案)		給排水衛生設備	25	4	(4)	③	エ				温水洗浄便座型の洋式便器は、ウェットゾーンには使えないと認識しておりますが、かような場所は温水洗浄便座でなくても宜しいのでしょうか？	貴見のとおりです。併せて業務要求水準書(案)【修正版】のP25を参照してください。
184	業務要求水準書(案)		ろ過設備について	25	4	(4)	③	カ				ろ過設備方式は事業者の自由提案と考えてよいのでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】別紙9-1を参照してください。
185	業務要求水準書(案)		外構計画	26	4	(3)	①					興業利用時の臨時バスの大きさをご享受ください。また選手等用のバスは大型になるのでしょうか？	大型バスを想定しています。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
186	業務要求水準書(案)		施設計画に関する要求水準	26	4	(4)						敷地周辺は道路とレベル差があり現在擁壁にて対応されていますが、北側の擁壁については今回の計画においては現状利用としてよろしいでしょうか？	事業者提案によります。
187	業務要求水準書(案)		外構計画	26	4	(4)						(4)外構計画となっていますが、P.22において(4)設備計画とされているので(5)外構計画とし、P.27において(6)什器備品計画と読み替えることで宜しいですか？	貴見のとおりです。
188	業務要求水準書(案)		外構計画	26	4	(4)	①					タクシーの乗降および待機スペースは敷地内に設けるのでしょうか？その場合、貴県で事前スタディされた際の最低スペース数をお示し頂けないでしょうか？	適宜お見込みください。
189	業務要求水準書(案)		駐車場計画	26	4	(4)	①					「原動機付自転車及び自動二輪車、自転車で合計300台以上を確保すること」とありますが、それぞれ最低限必要な台数はありますでしょうか。	自転車のみで300台以上に修正します。原動機付自転車及び自動二輪車の必要台数及び設置位置は事業者提案とします。併せて業務要求水準書(案)【修正版】のP26を参照してください。
190	業務要求水準書(案)		駐車場計画	26	4	(4)	①					駐車場・駐輪場の管制設備について、ご教示ください。(利用料金は、徴収しないのでしょうか。)	無料とします。また、管制設備の設置は事業者提案とします。
191	業務要求水準書(案)		外構計画	26	4	(4)	①					原動機付自転車及び自動二輪車、自転車で合計300台以上とされていますが、内訳をお示しください。	No.189の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
192	業務要求水準書(案)		外構計画	26	4	(4)	②					テレビ中継車及び電源車の双方とも、一般車両の駐車スペースで足りるのでしょうか？或いはバス等のスペースと同様でしょうか？	機器等搬入スペースに、大型バス相当の車両スペースを、テレビ中継車用1台、電源車用1台、計2台計画してください。
193	業務要求水準書(案)		バスロータリー	26	4	(4)	③					「路線バス運行会社と協議すること。」とありますが、貴県で検討されている運行計画があればご教示ください。	現在、社会実験中の「今宮線」を想定しています。なお、今宮線については、宇都宮市HP（「バス路線新設社会実験『今宮線』の運行開始について」）を参照してください。 http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/dbps_data/_material/_localhost/sougouseisaku/kohokocho/kishakaiken_koho/2014/2702-05basurosensinsetusyakajikkenimamiyasen.pdf
194	業務要求水準書(案)		バスロータリー	26	4	(4)	③					ロータリーの位置及び形状等については、路線バス運行会社と協議する事とございますが、提案提出前に協議を行うことは難しいため、事業契約後に協議すると考えてよろしいでしょうか。また、実際に運行される予定の路線バス事業者がお分かりでしたらご教示ください。	ロータリーの位置及び形状等については、事業契約締結後に路線バス運行会社と協議してください。また、現時点の路線バス運行会社については、宇都宮市HP（「バス路線新設社会実験『今宮線』の運行開始について」）を参照してください。 http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/dbps_data/_material/_localhost/sougouseisaku/kohokocho/kishakaiken_koho/2014/2702-05basurosensinsetusyakajikkenimamiyasen.pdf
195	業務要求水準書(案)		外構計画	26	4	(4)	③					バスロータリーに関して、路線バス運行会社と協議することとありますが提案時点で協議が可能であることを運行会社に確認済みでしょうか？また、貴県にて既に協議した事項があるのでしょうか？	No.194の質問回答を参照してください。また、協議済み事項は業務要求水準書(案)に記載のとおりです。
196	業務要求水準書(案)		外構計画	26	4	(4)	③					公平性を期すために路線バス運行会社ほどの応募グループにも参画できないとの理解でよろしいでしょうか？	入札参加者の参加資格要件を満たす場合は参加可能です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
197	業務要求水準書(案)		雨水排水計画	26	4	(4)	⑤					本施設整備により増量した雨水について、雨水流出抑制を行うこととございますが、施設整備前の雨水排水計画の計算書等資料をご教示ください。	施設整備前の雨水排水計画に関する資料はありません。本施設の整備による雨水排水の増量分は、現状有姿の流出量との比較により検討してください。
198	業務要求水準書(案)		地下通路の地上出口	26	4	(4)	⑧					工事区分は明確にお示しいただけますでしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5を参照してください。
199	業務要求水準書(案)		地下通路の地上出口	26	4	(4)	⑧					スロープの構造は5%勾配で踊り場を20mごとに1か所設けることとなっておりますが、踊り場間の高低差が1mとなります。建築物の傾斜路の基準は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
200	業務要求水準書(案)		外構計画	27	4	(4)	⑧					貴県が整備する地下通路は階段等ではなくバリアフリーなのでしょうか？	貴見のとおりです。
201	業務要求水準書(案)		サイン計画	27	4	(4)	⑨					総合スポーツゾーン全体のサイン計画及び色彩計画についてご教示ください。	現在実施設計にて検討中であり、決定次第情報提供します。
202	業務要求水準書(案)		屋外便所	27	4	(4)	⑩					屋外便所を使用できる時間は、施設の開館時間に同じと考えてよろしいでしょうか。	屋外便所は24時間利用できるものとします。
203	業務要求水準書(案)		外構計画	27	4	(4)	⑩					200mに一箇所とは、どこを起点として計画すべきなのかご明示頂けないでしょうか？敷地外周に設置という意味なのでしょうか？	敷地内に一箇所、公園利用者や施設利用者のための屋外トイレ(本体施設の一部を外側から利用できるものでもよい)を設けることとします。
204	業務要求水準書(案)		什器備品計画	27	4	(5)						廃棄或いは他施設への移転対象も有るのでしょうか？	備品の廃棄や移転は想定していません。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カ	(カ)	英字	(英字)		
205	業務要求水準書(案)		設計業務	28	5	(1)	①					業務着手に先立ち、設計業務に係る要求水準確認計画書を作成し市に提出すると思いますが、設計業務の開始は事業契約締結と同時であることから、事業契約締結時に提出するかと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
206	業務要求水準書(案)		設計業務	28	5	(1)	①					業務着手に先立ち、設計業務に係る要求水準確認計画書を作成し市に提出すると思いますが、具体的な計画書の記載イメージをご教示ください。	特に書式はありません。
207	業務要求水準書(案)		設計業務	28	5	(1)	①					要求水準確認報告書には要求水準の内容のみならず、事業者の提案や事業者決定後の貴県との協議に基づく設計内容も含まれると思いますが、そのような理解で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
208	業務要求水準書(案)		工事監理業務	28	5	(1)	④					SPCから県への本施設の引渡しは、建設担当企業からSPCへの本施設の引渡しと同時にに行わせて頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	SPCから県への本施設の引き渡しについて事業契約で定めたとおり実施することができるよう、建設企業からSPCへの引き渡しを実施するようにしてください。
209	業務要求水準書(案)		事前調査及びその関連業務	28	5	(2)	①					必須とされる敷地高低差測量図の作成の程度については、現況測量図程度と考えるとよろしいでしょうか。	敷地高低差測量図の作成の程度については、事業者提案によります。
210	業務要求水準書(案)		設計及びその関連業務	28	5	(2)	②					必要とされる協議先の関係団体等について、現時点で想定されているものがあれば、具体的に教示ください。	事業契約締結後協議することとします。
211	業務要求水準書(案)		設計及びその関連業務	29	5	(2)	②					設計業務完了届は実施設計図書納品時に提出するものかと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カ+	(カ+)	英字	(英字)		
212	業務要求水準書(案)		説明資料	30	5	(2)	②	ア	(ア)	f		基本設計説明資料で、ランニングコスト計算書と負荷計算書は基本設計時の概算数値との理解でよろしいですか。	貴見のとおりです。
213	業務要求水準書(案)		設計業務	30	5	(2)	②	ア	(ア)	f		ランニングコスト計算書とは15年のランニングコストを意味するのでしょうか？(実施設計図書も同様)	貴見のとおりです。
214	業務要求水準書(案)		実施設計図書	31	5	(2)	②	ウ	(ア)	a		実施設計図書に記載されている仮設計画図の図面内容と用途をご教示頂けますでしょうか。	図面内容は工事用の仮設計画図です。積算根拠や、近隣への配慮内容の確認に用います。
215	業務要求水準書(案)		電気設備設計図	32	5	(2)	②	ウ	(ア)	e		電波障害対策に関しては、一般的には工事の進捗に応じて、オンデマンドでCATVにてオンデマンドで対応を行うため、実施設計時点では対策図を作成することは出来ませんがよろしいでしょうか。	『宇都宮市中高層建築物の建築に関する指導要綱』に基づき、実施設計時に、電波障害影響予測、電波状況調査及び電波障害対策図の作成が必要です。
216	業務要求水準書(案)		透視図	30	5	(2)	②	ア	(イ)			指定カットは6カット上がっておりますが、このうち5カット以上をA3サイズとすればよいと考えてよろしいでしょうか。	6カットに修正します。業務要求水準書(案)【修正版】のP31を参照してください。
217	業務要求水準書(案)		工事費内訳書明細	32	5	(2)	②	ウ	(イ)	e		適用基準が示す性能等を満たすことを条件として、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認める、とございますが、工事費内訳明細書も県との協議により民間仕様等の採用が可能と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
218	業務要求水準書(案)		設計説明書等	32	5	(2)	②	ウ	(オ)			環境対策説明書とはどのような内容を記載するのでしょうか。	周辺環境及び地球環境への配慮、環境負荷の低減、省エネ対策の本施設の対策と効果についてまとめた資料を想定しています。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
219	業務要求水準書(案)		県との調整	33	5	(2)	④	ア				設計・建設部会への事業者側の出席者については、事業者の提案に拠るとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりですが、責任者は必ず出席をお願いします。
220	業務要求水準書(案)		設計業務	33	5	(2)	④	キ				設計変更について「これに対応すること」と御座いますが、かような状況が生じる場合は、当該要求や変更にかかる様々な影響範囲を、貴県と事業者で確認かつ協議を行い検討することも含まれるという理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
221	業務要求水準書(案)		設計変更について	33	5	(2)	④	キ				環境の変化や法令等の変更によって県の要求事項、設計に変更が生じる場合、スケジュールの延伸やこれに伴う費用の増加は県に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	変更及び協議の内容によります。
222	業務要求水準書(案)		建設工事及びその関連業務	34	5	(3)						設計・建設部会への事業者側の出席者については、事業者の提案に拠るとの理解で宜しいでしょうか。	No.219の質問回答を参照してください。
223	業務要求水準書(案)		事前調査等	34	5	(3)		ア	(ア)			事前調査要領書の県への提出は調査実施の何日前に提出すれば宜しいでしょうか。	県の確認や近隣住民との調整に要する時間を十分に確保できる期間を適宜お見込の上提出してください。
224	業務要求水準書(案)		施工計画書等の提出	34	5	(3)		ア	(ア)			着手前に県の承認を得る必要がある施工計画書等は仮設計画書、施工計画書、主要資機材一覧表の3つで、他は報告、届出で良いと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
225	業務要求水準書(案)		施工計画書等の提出	34	5	(3)		ア	(イ)			施工体制台帳、下請業者一覧表は、着工時には確定していないものについては、当該工種の着手前に提出すれば良いという理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
226	業務要求水準書(案)		建設工事	35	5	(3)		イ	(ア)			(工事施工における留意点)に“体育館分館の運営に支障がないよう、十分な対応を行うこと。”とあり、別紙5「県が実施する工事内容」が未公表なため分館の改修工事工程が不明ですが、本施設の建設期間中に体育館分館が一般に供用されているのでしょうか。	貴見のとおりです。業務要求水準書(案)【修正版】の別紙5を参照してください。
227	業務要求水準書(案)		建設期間中業務	35	5	(3)		イ	(ア)			体育館分館は新築工事が行われている期間も運営を継続するという事と思いますが、新築工事に先立ち、貴県により体育館運営内容の明示をして頂けるのでしょうか？	貴見のとおりです。
228	業務要求水準書(案)		工事施行における留意点	35	5	(3)		イ	(ア)			周辺地域に悪影響を与えた場合や、隣接する建物や道路、公共施設等を工事中に汚損、破損した場合等において、選定事業者が善管注意義務を果たしても避けることのできないものであるときは、公共約款に準じ、県に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
229	業務要求水準書(案)		建設・設計に関する業務	35	5	(3)		イ	(ア)			北側住宅地内の道路は通行しない事とありますが西側市道1637号線は通行可能でしょうか？	可能とします。併せて務要求水準書(案)【修正版】の別紙8を参照してください。
230	業務要求水準書(案)		建設・設計に関する業務	35	5	(3)		ウ	(ア)			事業者によるシックハウスの測定後、貴県によりそれ以外の物品が運び込まれる手順との理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
231	業務要求水準書(案)		竣工図の提出	36	5	(3)		ウ	(イ)			別途保管とは、県に提出した竣工図書と同じものを1部、本施設内に保管すると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
232	業務要求水準書(案)		備品の設置	37	5	(3)		ウ	(ウ)			表中、要求施設の什器備品(リース契約)の所有者が事業者となっていますが、所有者という意味では所有者はリース会社となります。本件、上記認識でよろしいでしょうか。	御質問の方法も可能とします。
233	業務要求水準書(案)		備品の設置	37	5	(3)		ウ	(ウ)			※2について、自由提案施設備品について「県が什器備品のすべてまたは一部を買い取る場合がある」と記載がありますが、貴県が買い取る場合、金額設定基準や指標等の提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	県が買い取る場合は、金額については選定事業者と協議により決定するものとします。
234	業務要求水準書(案)		備品の設置について	37	5	(3)		ウ	(ウ)			什器備品について「別紙9 必要諸室及び仕様」「別紙10 什器備品リスト」を基に提案することとの記載がございますが、別紙9、10の具体的な公表日程をお示し願います。また、※2にある「一部を買い取る場合」とは具体的にどのような条件でしょうか？	県が買い取る場合は、金額については選定事業者と協議により決定するものとします。
235	業務要求水準書(案)		備品の設置	37	5	(3)		ウ	(ウ)			什器備品を事業者の構成員がリース契約を結び借り受け、事業者に貸与することは可能でしょうか。	御質問の方法も可能とします。
236	業務要求水準書(案)		備品の設置	37	5	(3)		ウ	(ウ)			要求施設の什器備品(リース契約)の所有者の「事業者」とは構成員・協力企業外である什器備品のリース会社等が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	御質問の方法も可能とします。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
237	業務要求水準書(案)		備品の設置	37	5	(3)		ウ	(ウ)			什器備品の「別紙9 必要諸室及び仕様」「別紙10 什器備品リスト」が公表されませんと事業予測が達しません。具体的な公表日程をお示し頂けますか。 また、※2にある一部を買い取る場合とは具体的にいかなる場合で、どの様な算出によるものでしょうか。	前段については、業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。別紙10は入札公告時までには示す予定です。 後段については、県が買い取る場合は、金額については選定事業者と協議により決定するものとします。
238	業務要求水準書(案)		業務範囲	38	1	(1)						開業準備業務の業務範囲にア予約システム整備業務、イ-(イ)開業前の利用受付があります。別紙12「利用形態の区分と予約受付方法」が未公表なためシステム整備期限や予約受付開始日が不明ですが、これらの業務は、開業準備期間中(平成33年2月1日～3月末日)に実施するものと理解してよろしいでしょうか。	開業準備業務は、必ずしも「開館準備期間」に実施するものだけではありません。 なお、「開館準備期間」については、「設計・建設期間」と「運営・維持管理期間」の間の期間を定義したものです。 実施方針【修正版】のP2及び業務要求水準書(案)【修正版】のP3も参照してください。
239	業務要求水準書(案)		開業準備業務	38	1	(1)	①					「ウ 開館準備期間中の本施設の維持管理業務」とありますが、開館準備期間とは、開業準備期間と同じとの理解でよろしいでしょうか。	「開館準備期間」に統一します。
240	業務要求水準書(案)		開業準備業務	38	1	(2)	①					開業準備業務計画の作成・提出時期が「本施設の基本設計に着手する前」とされていますが、この時期においては、県との設計変更協議などが予想され、実質的な開業準備業務の計画が行えるだけの諸条件や事業者側の条件決定が困難であると思われます。基本設計完了時とするようご検討いただけないでしょうか？	御指摘の点を踏まえて修正します。「開業準備業務計画」は開業準備業務着手前に提出してください。なお、遅くとも平成31年度末までに提出してください。
241	業務要求水準書(案)		予約システム整備業務	38	1	(1)	①	ア				この予約システムは本施設の為に新たに構築し、本施設のみ対象とするものということでしょうか。他の公共施設との連動性は持たせないということでしょうか。 また、本システムの帰属は県になると思いますが、そのシステムメンテナンス料は事業者が15年間負担するというのでしょうか。	予約システムは本施設のために新たに整備するものです。今のところ県の他の施設とのリンクを貼ることを想定しています。 予約システムは県に帰属し、システムのメンテナンス等は事業者の業務範囲に含まれます。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
242	業務要求水準書(案)		開館式典及び記念イベント	38	1	(1)	①	イ	(ウ)			予算計上の関係上、記念式典及び開館記念イベントの内容、規模について県として最低限どのような想定しているのかご教示下さい。	入札公告時に示します。
243	業務要求水準書(案)		開館式典及び内覧会	38	1	(1)	①	ウ				開館式典について、県にて想定する式典がありましたらお示しください(出席者の人数・テープカット希望等)	入札公告時に示します。
244	業務要求水準書(案)		開業準備業務範囲	38	1	(1)	②					開業準備業務で、プールの公認取得申請業務は遅いので、設計・建設期間に関係官庁に申請して、開業準備時には完了させる理解でよろしいですか。	貴見のとおりです。No.238の質問回答を参照してください。
245	業務要求水準書(案)		提出時期	38	1	(2)	①					開業準備業務計画書の提出時期は基本設計着手前ということですが、基本設計は事業契約着手後の開始ですので、事業契約締結と同時に提出と考えてよろしいでしょうか。	No.240の質問回答を参照してください。
246	業務要求水準書(案)		開業準備業務	38	1	(2)	①					基本設計着手前であると、その後貴県からのご要望等で、要求水準等が変更される可能性があります。基本設計着手前とされた理由は何なのでしょう。ご教授頂けませんでしょうか。	No.240の質問回答を参照してください。
247	業務要求水準書(案)		開業準備業務計画	38	1	(2)	②					記載項目に「開業準備業務の責任者及び略歴」とありますが、提出時期の基本設計に着手する前では、責任者は決定していない可能性が高いです。その場合、決定後速やかに提示するというでよろしいでしょうか。	No.240の質問回答を参照してください。
248	業務要求水準書(案)		開業準備業務計画	38	1	(4)						開業準備部会の詳細(開催時期、頻度、出席者、議題等)について、現段階で貴県が想定している内容についてご教示ください。	開業準備部会の開催頻度は、円滑な事業運営と、適切に県の意向を確認・反映できる頻度を念頭に置き、月に1回程度の開催を想定しています。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
249	業務要求水準書(案)		予約システム整備業務	38	2	(1)						ホームページによる予約システムの整備を要求されていますが、従前に運用されている県のホームページにおける予約システム等はないのでしょうか。	県の既存の予約システムはありません。
250	業務要求水準書(案)		予約システム整備業務	38	2	(1)						ホームページによる予約システムの整備を要求されていますが、(2)-①事前広報活動で作成する事業者ホームページ内に本施設独自の予約システムを掲載・運用することで足りると理解してよろしいでしょうか。(総合スポーツゾーン内に本事業とは別に整備される他施設の予約システムとの統合や県全体の体育施設の予約システムとの整合性の確保は不要との理解です。)	貴見のとおりです。No.241の質問回答も参照してください。
251	業務要求水準書(案)		予約システム整備業務	38	2	(1)						「施設予約システムを整備し、…」とありますが、貴県の他の施設予約システムとの連携等はあるのでしょうか。	No.241の質問回答を参照してください。
252	業務要求水準書(案)		予約システム整備業務	38	2	(1)						予約システムは本施設単独での利用のみとの理解でよろしいでしょうか？	No.241の質問回答を参照してください。
253	業務要求水準書(案)		予約システム整備業務	38	2	(1)						予約システムで行う予約とは仮であり、あくまでも窓口への申請書の提出、許可により正式決定されるフローでよろしいでしょうか？	入札公告時までに示す予定です。
254	業務要求水準書(案)		予約システム	38	2	(1)						事業者が整備する施設予約システムはいつまでに構築し、運用(予約受付開始)できればよろしいでしょうか。予約受付開始時期により業務実施体制等が大きく変わりますのでご教示ください。	入札公告時までに示す予定です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
255	業務要求水準書(案)		予約システム	38	2	(1)						予約システムは事業者が個別で準備する必要があるのでしょうか。 また、事業終了後の予約を受け付けていた場合の、利用者から受け取った利用料金の取扱いについてご教示ください。	前段については、選定事業者が整備する必要があります。No.241の質問回答も参照してください。 後段については、事業期間終了後の利用に対する利用者から受け取った利用料金については、県に納付してください。
256	業務要求水準書(案)		予約システム整備業務	38	2	(1)						事業者側(SPC)のHPを立ち上げて、予約システムを構築するのではなく、県または公園のHP内の予約システムとリンクするシステムを追加構築して、施設関連の予約部分のみを管理すればよいとの理解でよろしいですか。	No.241の質問回答を参照してください。
257	業務要求水準書(案)		予約システム整備事業	38	2	(1)						今回整備する予約システムは、本事業で整備される施設専用の予約システムとして運用するものと考えてよろしいでしょうか。また、貴県の既存の予約システムはありますか。既存のシステムがある場合、システムの連携等の必要はありますか。	No.241の質問回答を参照してください。
258	業務要求水準書(案)		開業前の利用受付	39	1	(2)	②					開業前の利用受付は、施設予約システムの運用開始時期と連動する必要があります。何ヶ月前から予約を受け付ける必要があるかご教示ください。	入札公告時までを示す予定です。
259	業務要求水準書(案)		利用料金の支払方法	39	2	(1)						「利用者に対し、利用料金の支払方法等をわかりやすく提示すること」とありますが、要求される支払方法を具体的にお示し頂けますでしょうか。	入札公告時までを示す予定です。
260	業務要求水準書(案)		事前広報活動	39	2	(2)	①					パンフレット等の作成・配布とありますが、貴県で想定されている必要部数をご教示ください。	開業の6か月前までに、5,000部以上作成してください。それ以降については、必要に応じて補充してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
261	業務要求水準書(案)		開業前の利用受付	39	2	(2)	②					開業前の利用受付開始時期に関して貴県にて想定されている時期はいつごろでしょうか？	入札公告時までに示す予定です。
262	業務要求水準書(案)		開業前の利用受付	39	2	(2)	②					開業前の施設利用予約受付はいつ頃から開始なのでしょう。受付場所を事業者で借りることになった場合、期間によって賃借費用が大きく変動いたします。	入札公告時までに示す予定です。
263	業務要求水準書(案)		開業前の利用受付	39	2	(2)	②					開業前の利用受付は、供用開始前から行うこととありますが、開業準備期間前(平成H33.2.1)からの利用受付は行わないものとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までに示す予定です。
264	業務要求水準書(案)		開業前の利用受付	39	2	(2)	②					開業前の利用受付に関して、受付場所が必要な場合には貴県庁舎もしくは既存県体育館にて場所を借りることが可能との理解でよろしいでしょうか？	入札公告時に示します。
265	業務要求水準書(案)		開業前の利用受付	39	2	(2)	②					体育館分館の利用受付について、開業準備期間開始の平成33年2月1日から事業者で実施し、平成33年2月1日以前の利用受付は、県にて対応頂けるという認識で宜しいでしょうか。	体育館分館の利用受付は、平成33年4月1日から選定事業者が実施します。開館準備期間中に県及び前年度の指定管理者から引き継ぎを行うことを想定しています。
266	業務要求水準書(案)		開業前の利用受付	39	2	(2)	②					予約受付が可能なのは(利用許可証を発行できるのは)事業者が指定管理者に指定されてからとなるため、必然的に開業準備業務開始時点で指定管理者に指定されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。詳細は入札公告時に示します。
267	業務要求水準書(案)		開業前の利用受付	39	2	(2)	②					開業前の施設利用予約の受付場所はどこですることを想定されていますでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
268	業務要求水準書(案)		開館式典及び内覧会等の実施	39	2	(2)	③					開館式典と開館記念イベントにかかる費用は県のご負担となるのでしょうか？	開館式典及び開館記念イベントの費用は本事業に含まれます。
269	業務要求水準書(案)		開館式典及び内覧会等の実施	39	2	(2)	③					開館記念イベントについては利用者の参加料は無償でお考えでしょうか？ その場合、貴県からのサービス対価にてイベント費用を賄うこととなりますが、どの程度の規模(参加人数・予算等)を想定されているのでしょうか？	入札公告時に示します。
270	業務要求水準書(案)		開館式典及び内覧会等の実施	39	2	(2)	③					内覧会の出席者はどのような方々を想定されているのでしょうか？ 内覧会出席者の想定人数についてご提示ください。想定人数が無い場合には、計画基準、見積り基準となる人数をご提示ください。 提案による場合には、提案人数から増減があった場合には別途費用の清算がされることによりよろしいのでしょうか？	入札公告時に示します。
271	業務要求水準書(案)		開館式典及び内覧会等の実施	39	2	(2)	③					開館式典及び内覧会について、想定されている規模や招待者の範囲、費用の目安をお示しくありませんか。	入札公告時に示します。
272	業務要求水準書(案)		開館式典	39	2	(2)	③					開館式典の想定規模が明示されておりませんが、開館式典は何名程度の参加者を想定すればよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
273	業務要求水準書(案)		プール公認取得申請業務	39	3							「公認取得申請は選定事業者が行うこととし、公認取得申請費用は事業者が負担する」とのことですが、公認取得申請者は県ではなく事業者となりますでしょうか。	公認取得申請者は事業者となります。書式などについては、日本水泳連盟HPを参照してください。 http://www.swim.or.jp/about/application.php#official

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
274	業務要求水準書(案)		業務実施の基本方針	41	1	(1)						業務実施の基本方針ですが、機会を創出しなければならない項目が多数ございます。県の基本的なお考えは、競技力の向上はもちろんですが、最も大切な事はどれだけ多くの県民が本施設でスポーツに接することが出来るかを第一優先と考えて宜しいのでしょうか。	総合スポーツゾーンの基本コンセプトである「県民に愛され、県民が誇れる、県民総スポーツの推進拠点」に相応しい利用形態を想定してください。
275	業務要求水準書(案)		県民の「する」スポーツを支援する	41	1	(1)	①	ア				相談支援体制の確保とは具体的にどの様なレベルのものでしょうか。また県のサービス購入としての相談支援でしょうか。或いは、相談支援業務に付き利用料金設定は可能なのでしょうか。	不特定多数の方々を対象にした相談支援と捉えており、利用料金が発生することは想定していません。
276	業務要求水準書(案)		県民の「する」スポーツを支援する	41	1	(1)	①	イ				県が要求する6教室は貴県の要求水準と考え、それ以外に事業者が提案する自由提案事業により参加機会を創出する解釈して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
277	業務要求水準書(案)		県民の「する」スポーツを支援する	41	1	(1)	①	ウ				各種大会の開催及び競技力向上に資する事業展開とは、サービス購入型の事業と考えて宜しいのでしょうか。或いは、大会開催や技術力向上においても利用料金設定は可能なのでしょうか。	第1期は使用料金制、第2期は利用料金制とします。利用料金設定については、入札公告時まで示します。
278	業務要求水準書(案)		開館日・開館時間	41	4	(1)	①②					開館日を「12月29日から翌年1月3日までを除き、原則開館日とする。※休館日を月1回設定」、開館時間を「午前9時から午後9時」を要求水準として設定した理由はございますでしょうか(地元住民との話し合いの中で要求水準として設定等)	他の類似の公共施設の開館時間を踏まえて設定しています。
279	業務要求水準書(案)		スポーツを支える担い手を支援する	41	1	(1)	③					県体育協会は応募に当たりいずれの応募者のグループに属することは出来ないという理解で宜しいでしょうか?	入札参加者の参加資格要件を満たす場合は参加可能です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
280	業務要求水準書(案)		効率的な施設運営	41	1	(1)	④	ア				多目的利用とはコンサートや展示会など県民が楽しめる様々なイベントも範疇にあると解釈して宜しいでしょうか。 また、この場合P47にある優先利用の項目の内どれに該当するのでしょうか。	前段については、貴見のとおりです。 後段については、入札公告時までには示しません。
281	業務要求水準書(案)		対象施設	41	1	(2)						対象施設に体育館分館(既存施設)とありますが、業務としてはどのような業務が要求されるのか、指定管理料の提示があるのか、また事業者の提案になるのかなど詳細情報をお示し下さい。	業務内容については、参考までに体育館分館(既存施設)資料を示します。
282	業務要求水準書(案)		施設の開館日等	41	1	(4)						開館日について「原則」と記載がありますが、開館日は提案時点で事業者提案が可能であり、提案に沿って決定されるとの理解でよろしいでしょうか。 それとも、提案できるのは定期点検日だけなのでしょうか？	開館日については、定期点検等による休館日も含めて、選定事業者の提案をもとに、事前に県と選定事業者が協議して決定します。
283	業務要求水準書(案)		施設の開館日	41	1	(4)	①					年間の開館日が規定されていますが、プール可動床の点検には水抜+点検清掃+水張+昇温で最低1週間程度は必要になりますので、施設の閑散期に県と協議して点検を実施する事は可能との理解でよろしいですか。	No.282の質問回答を参照してください。 なお、大量の汚水を一度に排水しようとするときは、排水量や排水時期等について制限がありますので、No.182の質問回答を参照してください。
284	業務要求水準書(案)		施設の開館日等	41	1	(5)						開館時間に関しては提案時点で事業者提案が可能であり、提案に沿って決定されるとの理解でよろしいでしょうか？ 事業開始後に提案と異なった結論が出された場合、事業者の事業計画に支障を来すことも考えられます。仮に、現時点で明確なお答えが難しいようでしたら、条件は固定として頂けないでしょうか？	開館時間については、選定事業者の提案をもとに、事前に県と選定事業者が協議して決定します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
285	業務要求水準書(案)		運営・維持管理業務総括責任者	43	1	(6)						総括責任者及び各業務責任者による現地常駐勤務は必須ではないとの理解で宜しいでしょうか。	運営・維持管理業務総括責任者は、本施設の開館時間中は常に配置できるものとしてください。業務要求水準書(案)P42～43(6)①も参照してください。
286	業務要求水準書(案)		業務従事者の配置	42	1	(6)						「運営・維持管理業務総括責任者、各業務責任者及び必要な業務担当者を配置すること。」とありますが、運営・維持管理業務総括責任者は業務責任者を兼任することは可能でしょうか、ご教示ください。	運営・維持管理業務総括責任者、運営業務責任者、維持管理業務責任者をそれぞれ定めてください。 運営・維持管理業務総括責任者と運営業務責任者及び維持管理業務責任者の兼任は可能ですが、運営業務責任者と維持管理業務責任者の兼任は認められません。
287	業務要求水準書(案)		業務従事者の配置	42	1	(6)	①					運営・維持管理業務総括責任者を兼務することは可能でしょうか。	No.286の質問回答を参照してください。
288	業務要求水準書(案)		業務担当者	43	1	(6)	①					各業務従事者間で、兼任不可能な各責任者をご明示ください。	No.286の質問回答を参照してください。
289	業務要求水準書(案)		運営・維持管理業務総括責任者及び各業務責任者	43	1	(6)	①					「責任者代理」は、運営業務あるいは維持管理業務を統括する企業が直接雇用する正社員ではなくてもよろしいでしょうか。(直接雇用する契約社員や再委託先企業の正社員など)	責任者代理も同様にSPC又は運営業務、維持管理業務を統括する企業が直接雇用する正社員としてください。
290	業務要求水準書(案)		業務担当者	43	1	(6)	①					施設での常駐・非常駐の定義をお示し頂けないでしょうか？	例えば、業務従事者の配置については、本施設の開館時間中は常に配置できるものとしてください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
291	業務要求水準書(案)		業務担当者の保有資格	43	1	(6)	②					スポーツ・健康づくり事業等運営業務に従事する業務担当者の1名が保有する資格は、保険体育教員免許、スポーツプログラマー、健康運動指導士、健康運動実践指導者等のうち1資格を保有すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
292	業務要求水準書(案)		業務担当者の保有資格	43	1	(6)	②					トレーニング指導業務に従事する業務担当者の1名が保有する資格は、トレーニング指導士、スポーツプログラマー等のうち1資格を有すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
293	業務要求水準書(案)		業務担当者の保有資格	43	1	(6)	②					スポーツ・健康づくり事業等運営業務に従事する業務担当者とトレーニング指導業務に従事する業務担当者の有資格者は、両業務を兼務することは可能との理解でよろしいでしょうか。	それぞれ必要な資格を有していれば兼務は可能ですが、スポーツ・健康づくり事業等運営業務とトレーニング指導業務を実施する業務担当者はそれぞれ配置してください。なお、業務要求水準書(案)P43にも記載のとおり、トレーニング室には業務担当者を常時1名以上配置してください。
294	業務要求水準書(案)		業務担当者	43	1	(6)	②					総括責任者、業務責任者、業務担当者の兼務は記載の条件を満たせば可能とのことでよろしいでしょうか？効率的な人員配置のためにもお認め下さい。	業務要求水準書に記載した基準を満たせば可とします。なお、No.286の質問回答も参照してください。
295	業務要求水準書(案)		業務担当者	43	1	(6)	②					スポーツ・健康づくり事業等運営業務従事者とトレーニング指導業務従事者は兼務することは可能でしょうか。	No.293の質問回答を参照してください。
296	業務要求水準書(案)		業務担当者	43	1	(6)	②					トレーニング室の担当者配置にトレーニング指導士やスポーツプログラマー等とありますが、等に含まれるその他の必要とされる資格をお示し頂けますでしょうか。	例示している資格と同等の資格が想定されます。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
297	業務要求水準書(案)		利用料金	44	1	(7)	①					指定管理者に関し、条例及び同条例施行規則等に定める予定とありますが、公告時に事業契約書(案)が公表されるまでに定められるという理解で宜しいでしょうか？ 応募者にとって、事業契約書(案)が同条例等を網羅した内容として頂けない場合、事業計画等の作成・検討にリスクが残ってしまいます。	詳細は入札公告時に示します。
298	業務要求水準書(案)		指定管理者制度の導入	44	1	(8)	①					指定管理者制度を導入して運営とありますが、指定管理の導入範囲を明確にお示し頂けますでしょうか。	新体育館、屋内水泳場、体育館分館、外構は地方自治法第244条に規定する公の施設となり、これらの施設に指定管理者制度を導入した運営を実施する予定です。
299	業務要求水準書(案)		利用料金の設定	44	1	(8)	②					「会員制度を導入して、入会金を徴収することは認めない」とありますが、利用促進の目的で月極料金の設定は認められるのでしょうか。	利用料金の考え方については、入札公告時までに示す予定です。
300	業務要求水準書(案)		利用料金	44	1	(8)	②					利用料金に関しては単日のみではなく1か月単位等期間設定の利用料期設定も可能との理解でよろしいでしょうか？	No.299の質問回答を参照してください。
301	業務要求水準書(案)		利用料金	44	1	(8)	②					施設利用料金の会員制や入会金制は禁止していますが、スポーツ教室(健康増進プログラムや子供水泳教室等)の実施に伴うプログラム利用料金徴収は、主催者が会費制や入会費を徴収する事は可能との理解でよろしいですか。	施設利用料金と同様、会費制や入会費を徴収することは禁止とします。
302	業務要求水準書(案)		利用料金(使用料を含む)	44	1	(8)	②					月額料金等を設定して事業展開することは可能と解釈して構いませんか。	利用料金の考え方については、入札公告時までに示す予定です。
303	業務要求水準書(案)		利用料金(使用料を含む)	44	1	(8)	②					「別紙11 利用料金等の考え方」を参照とありますが、公表頂けませんと事業予測が達しません。早期に具体的な公表をお願い頂けますか。	入札公告時までに示す予定です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
304	業務要求水準書(案)		利用料金	44	4	(8)	②					利用料金の設定に当たり、 ①減免・還付の基準をお示ください。 ②減免の対象として想定している団体をお示ください ③②に係り、県にて想定する各団体の利用頻度・利用時間帯をお示ください(県内の類似施設の実績などもお示し頂けたら幸いです)	利用料金の考え方については、入札公告時までに示す予定です。 ③については、参考までに既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
305	業務要求水準書(案)		利用料金(使用料を含む)	44		(8)	②					利用者を特定化する会員制を導入して入会金を徴収することは認めない。とありますが、入会金を徴収しなければ、会員制の導入は可能ですか。	利用者が特定化される会員制は、入会金の徴収の有無に関わらず不可とします。
306	業務要求水準書(案)		業務計画	45	2	(1)	①	ア				記載項目に「総括責任者及び業務責任者及び必要な資格者の経歴・資格等」とありますが、提出時期の業務開始6ヶ月前までには決定していない場合は、選任後速やかに提示するということがよろしいでしょうか。	業務開始6か月前までに提出してください。
307	業務要求水準書(案)		施設管理台帳の作成	45	2	(1)	③					施設管理台帳とは、そのような内容を備えた台帳を想定されているでしょうか。また、この台帳の整備方法として、専用のシステムソフトを用いる方法や、紙ファイル等が考えられるかと思いますが、貴県にて想定されている整備方法がございましたらお示し下さい。	ファイル等の指定はありませんので、選定事業者において必要事項を台帳管理してください。
308	業務要求水準書(案)		非常時の対応	46	2	(1)	④	イ				休館日以外に救助訓練等の実施は可能でしょうか？	可能です。
309	業務要求水準書(案)		災害発生時の対応	46	2	(1)	④	イ				災害発生時の対応費用として、事業者が負担した追加費用は別途清算頂くことはできますか。	入札公告時に示します。
310	業務要求水準書(案)		災害発生時の対応	46	2	(1)	④	イ				大規模災害発生時の事業者に求められる対応として、想定されているものがございましたらお示し下さい。	No.83の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
311	業務要求水準書(案)		個人利用に関する主な業務	46	2	(1)	⑤	ア	(ア)			“自動券売機の操作方法の案内”とありますが、自動券売機の設置及び運用は、必須でしょうか。	自動券売機運営業務は要求水準です。
312	業務要求水準書(案)		利用受付業務	46	2	(1)	⑤	ア	(ア)			自動券売機は施設整備段階で新規に設置するのでしょうか？既存施設のものを転用するのでしょうか？	新規で設置するものです。
313	業務要求水準書(案)		備品貸出	47	2	(1)	⑤	ア	(ウ)			利用料金の定めがある附属設備は、専用利用、優先利用の場合は、附属設備の利用料金が含まれているのでしょうか。それとも別途、利用料金の徴収等を行うのでしょうか。	利用料金の考え方については、入札公告時までに示す予定です。
314	業務要求水準書(案)		備品貸出等に関する主な業務	47	2	(1)	⑤	ア	(ウ)			「利用料金の定めがある附属設備」との記載がございますが、条例にて定められるとの理解で宜しいでしょうか。また附属設備毎の利用料金の定めの有無は事業者の提案によるのでしょうか？	前段については、利用料金については、選定事業者の提案をもとに条例等にて定める予定です。後段については、利用料金の考え方については、入札公告時までに示す予定です。
315	業務要求水準書(案)		利用者の決定に関する基本的な考え方	47	2	(1)	⑤	イ	(ア)			条例、規則に定められた方法とありますが、どの条例を指しているのかで居るのでしょうか。また、事前に協議した利用調整会議の運営方針とは、県と事業者が協議し方針を決めるとの解釈で宜しいのでしょうか。具体的にお示しください。	前段は、栃木県都市公園条例及び同条例施行規則等に定める予定です。後段は、貴見のとおりです。
316	業務要求水準書(案)		利用者の決定に関する基本的な考え方	47	2	(1)	⑤	イ	(ア)			ここにある“利用調整会議”とは、本事業で設置される運営・維持管理部会とは異なるものと思料しますが、どのような会議体でしょうか。	管理者が専用利用が見込まれる団体(競技団体、一般団体等)を招集し、翌年度の利用調整を行う会議です。詳細は入札公告時までに示す予定です。
317	業務要求水準書(案)		利用受付業務	47	2	(1)	⑤	イ	(ア)			利用調整会議とは運営・維持管理部会の下部組織として設けられる会議でしょうか？それとも別途開催される独自の会議でしょうか？	No.316の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
318	業務要求水準書(案)		優先利用	47	2	(1)	⑤	イ	(イ)			施設の優先利用は、専用利用と合わせて利用調整会議で翌年度1年間の全ての日程が調整されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.316の質問回答を参照してください。
319	業務要求水準書(案)		優先利用	47	2	(1)	⑤	イ	(イ)			県及び県関連の競技会による優先利用の頻度は、毎年度、同程度で推移するとの理解でよろしいでしょうか。	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
320	業務要求水準書(案)		優先利用	47	2	(1)	⑤	イ	(イ)			「プロスポーツの公式試合」とありますが、貴県が期待、若しくは想定されているプロスポーツがあればご教示ください。	バスケットボールの試合等が想定されます。
321	業務要求水準書(案)		優先利用	47	2	(1)	⑤	イ	(イ)			ご提示いただいた優先利用させることができる事例に優先順位はあるのでしょうか？	利用者の決定については、条例、規則に定められた方法及び県と事前に協議した利用調整会議の運営方針に基づき利用者を決定するものとします。
322	業務要求水準書(案)		優先利用	47	2	(1)	⑤	イ	(イ)			メインアリーナにおいて、事業者自由提案事業以外に、県や他の団体が主催するスポーツ以外の利用はお考えでしょうか？	現時点では想定しておりませんが、優先利用させることが適当であると事業者と県が協議の上判断した場合、利用を見込む可能性があります。
323	業務要求水準書(案)		優先利用	47	2	(1)	⑤	イ	(イ)			貴県の優先利用時には、選定事業者は収入を得ることができますか。	利用料金の考え方については、入札公告時までを示す予定です。
324	業務要求水準書(案)		優先利用	47	2	(1)	⑤	イ	(イ)			年度末に協議し次年度の年間の予定を決定するとの理解でよいか、また、年間何日程度を想定しているかご教示下さい。	入札公告時までを示す予定です。
325	業務要求水準書(案)		優先利用	47	2	(1)	⑤	イ	(イ)			「事業者は、次の場合には施設を優先利用させることができる。」とありますが、優先利用させるかどうかは事業者の裁量によるとの理解で宜しいでしょうか。	利用料金の考え方については、入札公告時までを示す予定です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
326	業務要求水準書(案)		優先利用	47	2	(1)	⑤	ウ	(ア)			貴県が主催又は共催するスポーツ大会等の利用者又は主催者からも利用料をご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時までには示す予定です。
327	業務要求水準書(案)		利用受付業務	47	2	(2)	⑤	イ	(ア)			利用調整会議の頻度をお示し頂けないでしょうか？	No.316の質問回答を参照してください。
328	業務要求水準書(案)		国体等・県主催事業等への協力	48	2	(1)	⑥	イ				「事業者は、(略)協力すること。」とありますが、必要な人材の確保等に関わるため、どのような協力を想定されているのか、ご教示ください。	大規模な行事となるため、通常運営に影響が出ないよう、連絡調整や情報共有等の協力を想定しています。費用の負担を求めるものではありません。
329	業務要求水準書(案)		国体等・県主催事業等への協力	48	2	(1)	⑥	イ				国体等・県主催事業等への協力に関して、どのような協力を想定されているのでしょうか？協力する場合には、事業者が発生する費用については別途で県にて負担いただけるのとことよろしいでしょうか？別途県でご負担いただけない場合には、想定される協力内容をご提示いただけないと提案計画、お見積りが不可能です。	No.328の質問回答を参照してください。
330	業務要求水準書(案)		国体等・県主催事業等への協力	48	2	(1)	⑥	イ				国体等・県主催事業等への協力において、平常の業務以外の対応が発生する場合には、選定事業者は収入を得ることができますか。	No.328の質問回答を参照してください。
331	業務要求水準書(案)		国体等・県主催事業等への協力	48	2	(1)	⑥	イ				「国体等や栃木県等が実施する大規模大会の開催時における施設の運営業務に対する事業者の協力」について、貴県が想定されている具体的な協力内容についてご教示ください。	No.328の質問回答を参照してください。
332	業務要求水準書(案)		国体等・県主催事業等への協力	48	2	(1)	⑥	イ				国体等や栃木県が実施する大規模大会の開催時に事業者が行う協力について、具体的にお示しくださいませか。	No.332の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
333	業務要求水準書(案)		国体等・県主催事業等への協力	48	2	(1)	⑥	イ				国体や県が専用する場合の利用料金負担の考え方について、ご教示頂けますでしょうか。	入札公告時までには示す予定です。
334	業務要求水準書(案)		国体等・県主催事業等への協力	48	2	(1)	⑥	イ				事業者として国体等・県主催事業等への協力はもちろん重要な責務と考えますが、これらの案件は適時協議の上行なわれるサービス購入案件との解釈で宜しいのでしょうか。また、等とは他にどのような利用が考えられるかお示し頂きたいと思います。	前段については、貴見のとおりです。後段については、現時点で特定できる事業はありません。
335	業務要求水準書(案)		広報・PR業務	48	2	(2)						ポスター、リーフレットの発行枚数、仕様等で想定されていることがあればご提示ください。	開業準備業務で作成した以降は、必要に応じて補充してください。
336	業務要求水準書(案)		広報・PR業務	48	2	(2)						県内既存施設等でのポスター、リーフレットの発行枚数、配布数の実績があればご提示ください。	配布実績については特に取りまとめていませんので、選定事業者において必要部数を想定の上作成し、広報・PRを実施してください。
337	業務要求水準書(案)		広報・PR業務	48	2	(2)	①					「ポスター及びパンフレット(リーフレット)を作成し、掲示又は配布すること」とありますが、貴県で想定されている必要部数(常時、月単位)をご教示ください。	No.335の質問回答を参照してください。
338	業務要求水準書(案)		通信費	48	2	(2)	②					業務遂行にかかる通信費の負担は事業者となりますでしょうか。	貴見のとおりです。
339	業務要求水準書(案)		スポーツ関連情報	48	2	(2)	⑤					スポーツ関連情報の収集とは具体的にどのようなイベント、サークル等のような情報をイメージされているのかその範囲をお示し頂きたいと思います。	選定事業者において、スポーツの裾野の拡大に資すると判断される情報について収集・発信をされることを想定しています。
340	業務要求水準書(案)		県民記念日	49	2	(1)	⑤	ウ				現在も県民の日に栃木県総合運動公園内でイベントを開催しているのでしょうか。開催している場合、イベント詳細(内容、入場者数等)についてご教示ください。	現在は開催しておりません。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
341	業務要求水準書(案)		スポーツ教室事業	49	2	(3)	①					スポーツ教室事業では、施設・附属設備の利用料金を事業者が負担する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書に定めるスポーツ教室事業では、施設・附属の利用料金を事業者が負担する必要はありません。
342	業務要求水準書(案)		スポーツ教室事業	49	2	(3)	①					スポーツ教室事業にて本施設を利用するに際して、利用日等は他の事業や個人・団体利用等に対して優先して設定できるとのことでよろしいでしょうか？	利用料金の考え方については、入札公告時までを示す予定です。
343	業務要求水準書(案)		スポーツ教室事業	49	2	(3)	①					25mプール(飛込兼用)や50mプールを可動壁で分割とありますが、この場合の可動壁とは50mプールにおける記載という理解で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
344	業務要求水準書(案)		スポーツ教室事業	49	2	(3)	①					専用利用の平日利用を貴県では見込まれていないという理解で宜しいでしょうか？ 貴県で検討され見込まれている利用者並びに利用頻度や利用形態が終わりでしたら、是非ともご開示お願いいたします。	現状を踏まえ、平日より土日の専用利用が多いことを見込んでいます。
345	業務要求水準書(案)		スポーツ教室事業	49	2	(3)	①					スポーツ教室事業に週最低6教室を実施とありますが、この要求は県の要求する業務との解釈で宜しいでしょうか。それとも事業者の自由提案によるものとしての要求でしょうか。	要求水準として、少なくとも週に6教室を実施してください。
346	業務要求水準書(案)		スポーツ教室事業	49	2	(3)	①					「少なくとも週に6教室を実施」とありますが、本6教室は指定管理事業、P52の自主事業におけるスポーツ教室の実施は自主事業という位置づけの基、県に提案する収支計画書も作成するという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
347	業務要求水準書(案)		スポーツ教室事業	49	2	(3)	①					運營業務として行うスポーツ教室は、「(3)スポーツ・健康づくり事業等運營業務 ①スポーツ教室事業」と「(10)自由提案事業」で例示されている「スポーツ教室」があるが、どのように区分すればよいかご教示ください。	No.345の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
348	業務要求水準書(案)		スポーツ教室事業	49	2	(3)	①					「スポーツ教室事業」と「自主事業」の違いをお示しください。小学生等を対象とした水泳教室を実施する場合、どちらの事業となるのでしょうか。	No.345の質問回答を参照してください。 なお、小学生等を対象とした水泳教室もスポーツ教室事業に該当するものと考えます。
349	業務要求水準書(案)		県民の日記念事業	49	2	(3)	②					県民の日記念事業において、選定事業者は収入を得ることができますか。	物販コーナーの設置等が想定されますが、選定事業者の提案による協議事項と考えます。参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
350	業務要求水準書(案)		県民の日記念事業	49	2	(3)	②					これまで行ってきた「県民の日記念事業」の内容を例示いただけますか。	No.349の質問回答を参照してください。
351	業務要求水準書(案)		県民の日記念事業	49	2	(3)	②					記念イベントの想定される開催規模や出席者の想定がございましたら、お考えをご教示頂けますでしょうか。 また、同日には北エリア、中央エリアにおいても指定管理者によるイベントが開催される予定でしょうか。	前段については、No.349の質問回答を参照してください。後段については、未定です。
352	業務要求水準書(案)		県民の日記念事業	49	2	(3)	②					無料開放時の協カイベントとは県のサービス購入案件と解釈して宜しいのでしょうか。また、事業者が無料開放時に行える有料イベントを提案するとの考えでしょうか。	No.349の質問回答を参照してください。
353	業務要求水準書(案)		県民の日記念事業	49	2	(3)	②					県外民も無料というお考えでしょうか？ そうでない場合、県民、県外民の区別は、事業者の提案による方法でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
354	業務要求水準書(案)		県民の日記念事業	49	2	(3)	②					「県民の日は、県施設の無料開放を行っており」とありますが、後述の「事業の参加者」ではない一般の利用者からは、県民の日でも通常通りの利用料を徴収しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	県民の日は利用料金は無料としてください。
355	業務要求水準書(案)		個人開放事業	49	2	(3)	③					個人開放事業に関しても施設利用料は徴収することでよろしいでしょうか？	個人開放事業については、利用者から施設の利用料金は徴収してもかまいません。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
356	業務要求水準書(案)		個人開放事業	49	2	(3)	③					県の健康、スポーツ推進の方針として年間どの程度の個人開放を行うとお考えでしょうか？	選定事業者で提案してください。
357	業務要求水準書(案)		個人開放事業	49	2	(3)	③					専用利用されている一角におけるスペースを対象としても宜しいでしょうか？	御質問の方法は想定していません。
358	業務要求水準書(案)		トレーニング指導業務	49	2	(4)						指定管理者の義務のひとつに正当な理由なく施設の利用を拒んではならないことがありますが、トレーニング室の利用に際して、ビギナーズ講習の受講を義務付けることは必須でしょうか。(ビギナーズ講習未受講者の利用制限)	トレーニング室の利用に際して、施設利用者が安全に利用できるように、施設、器具等の適切な使用方法を指導してください。初めての利用者を集めてビギナーズ講習を実施することは一つの方法であり、施設、器具等の適切な使用方法の指導を適宜行ってください。
359	業務要求水準書(案)		トレーニング指導業務	49	2	(4)						トレーニング指導業務は、利用料金を事業者が収受できるとの理解でよろしいでしょうか。	不特定多数の方々を対象にした相談援助業務と捉えており、利用料金が発生することは想定していません。 なお、自由提案事業として類似した事業を提案する場合はこの限りではありません。
360	業務要求水準書(案)		個人開放事業	49	2	(4)						現時点で貴県が想定されているトレーニング室の面積・箇所をご回答頂きたくよろしく願いいたします。	業務要求水準書(案)【修正版】の別紙9-1を参照してください。
361	業務要求水準書(案)		トレーニング指導業務	49	2	(4)						トレーニング指導業務ですが、レベルによりスペシャリストの対応が必要です。どこまでの範囲の指導をイメージされての要求でしょうか。また、県の要求以上の事は事業者の自由提案事業として行えるのかの判断も難しい為県の要求レベルをご明示頂けないでしょうか？同時に県の要求レベルにおける有料・無料等費用のイメージも含めて具体的にお示し頂けますか。	No.359の質問回答を参照してください。
362	業務要求水準書(案)		プール監視等業務	49	2	(5)	①					監視責任者を1名常勤とありますが、前項の心肺蘇生法の実践可能な人員が配置されていれば、開館から閉館までを通して勤務する必要はないとの解釈で宜しいでしょうか。	監視責任者を1名常時配置してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			
363	業務要求水準書(案)		プール監視等業務	50	2	(5)							監視責任者は開館時間中にわたり、1名以上の常勤が必須との理解で宜しいでしょうか。	No.362の質問回答を参照してください。
364	業務要求水準書(案)		スポーツ用品の販売・貸出業務	51	2	(8)							要求水準にある業務である以上、販売・貸出のスペースは事業者の提案により施設内に設けることが可能と考えますが、その際の施設利用料は無償という理解で宜しいでしょうか？利用料を含め独立採算というのは厳しい条件であると懸念致します。或いは、売上歩合制などをご考慮いただけないでしょうか？	入札公告時に示します。
365	業務要求水準書(案)		スポーツ用品販売	51	2	(8)	①						スポーツ用品の販売・貸出にあたり、床使用料が発生せず、ある一区画を専有(諸室の一部、ワゴン販売等)させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
366	業務要求水準書(案)		スポーツ用品販売	51	2	(8)	①						スポーツ用品の販売・貸出時間は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	施設の開館時間とあわせてください。
367	業務要求水準書(案)		提供するスポーツ用品	51	2	(8)	①						「別紙13 スポーツ用品の販売・貸出物品」を参考にとありますが、公表頂けませんと事業予測が達しません。具体的な公表日程をお示し頂けますか。	入札公告時に示します。
368	業務要求水準書(案)		スポーツ用品の販売・貸出業務	51	2	(8)	②						スポーツ用品の販売・貸出商品を陳列するスペースは、無償にて利用できるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
369	業務要求水準書(案)		スポーツ用品の販売・貸出業務	51	2	(8)	②						スポーツ用品の販売・貸出業務は独立採算とのことですが、スポーツ用品の販売・貸出業務に必要なスペースの行政財産使用料は負担する必要がないものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			
370	業務要求水準書(案)		販売価格及び貸出し料金並びに費用負担	51	2	(8)	②						販売・貸出しは事業者の独立採算とありますが、スペースの整備及び利用に関する費用は本体の整備費用と一体との解釈で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
371	業務要求水準書(案)		スポーツ用品の販売・貸出業務	51	2	(9)							別紙13を参考にとありますが、記載される以外の物品を扱う場合も妥当性があれば提案により取扱可能でしょうか？或いは、自由提案事業として扱われるのでしょうか？	別紙13に記載される物品以外を扱う場合も、県が認めたものであれば提案により取扱い可能です。
372	業務要求水準書(案)		自動販売機運營業務	51	2	(9)							貴県にて本施設で想定されているもしくはご要望される自動販売機の設置台数はお有りでしょうか？あれば参考のためご回答頂けないでしょうか？	選定事業者で提案してください。
373	業務要求水準書(案)		自動販売機運營業務	51	2	(9)							自動販売機の設置に関してどの程度の使用料を想定しているのでしょうか？	入札公告時に示します。
374	業務要求水準書(案)		自動販売機運營業務	51	2	(9)							自動販売機商品を取る場所については、他の利用者も休憩の場として使えるコーナーと相互利用し、無償の条件のもと事業者でスペースを設定しても宜しいでしょうか？	自動販売機と併せて、休憩の場を提案することも可能です。
375	業務要求水準書(案)		自動販売機運營業務	51	2	(9)	①						1台あたりの必要な使用料金を明示ください。また、スポーツ用品の販売・貸出業務には、必要な使用料(行政財産使用料等)の負担は事業者に無いという認識で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
376	業務要求水準書(案)		設置箇所	51	2	(9)	①						「必要な使用料を県に支払うこと」とありますが、自動販売機運營業務の収支計画を立てる際に使用料が大きく影響するため、想定される使用料額をご教示ください。	入札公告時に示します。
377	業務要求水準書(案)		設置箇所	51	2	(9)	①						必要な使用料を県に支払うとありますが、必要な使用料を具体的にお示し下さい。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
378	業務要求水準書(案)		料金及び費用負担	51	2	(9)	③					本項目の費用負担とは具体的に何を指していますか。	使用料や光熱水費等の負担を指します。
379	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)						「事業者は、あらかじめ県に事業の内容を提案し、承諾を得たうえで…」とありますが、自由提案事業の提案内容を検討するうえで、ある程度の期間をいただきたいと思いますが、入札公告前に承諾の確認の機会をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、承諾の時期が提案書の提出の直前になった場合、やむを得ず承諾を得ていない提案をする可能性があるかと懸念していますが、その場合でも失格にならないとの理解でよろしいでしょうか。	自由提案事業の提案の可否については意見交換会等で、提案書受付前に回答する予定です。
380	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)						「また、自由提案事業は事業者が実施することとし、…」とありますが、SPCだけでなく、構成員、協力企業が実施することもできるとの理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、SPCから構成員、協力企業への転貸は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
381	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)						自由提案事業の利用者は、県民の利用が主であり、他県等からの集客については配慮する必要はないとのことよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
382	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)						付帯事業は必ず行わなくても良いとのことよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
383	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)						転貸をお認めにならない理由をお示し下さい。	No.380の質問回答を参照してください。
384	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)						「自由提案事業は事業者が実施することとし、第三者に転貸することは認めない」との記載がございますが、構成員・協力企業への転貸は可能との理解で宜しいでしょうか。	No.380の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
385	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)						第1期運営・維持管理期間においては優先利用頻度が高いと考えますが、第1期運営・維持管理期間においても自由提案事業の実施は可能なのでしょうか。	優先利用に影響のない範囲で実施可能です。
386	業務要求水準書(案)		自由提案事業の事業主体	52	2	(10)						「自由提案事業は事業者が実施することとし、別途事業主体を設立して実施すること、第三者に転貸することは認めない」とのことですが、事業者(SPC)が貴県と貸借契約し、構成員または協力企業に転貸することは認めて頂けますでしょうか。	入札公告時に示します。
387	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)						自由提案事業は第三者に転貸することは認めないとされておりますが、第三者に事業の実施(全部又は一部)を委託することは可能でしょうか？	入札公告時に示します。
388	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)	①					一般の民間スポーツ施設と比較してとありますが、これは専ら自主事業に関する事と理解して宜しいでしょうか？ 付帯事業では一般の民間スポーツ施設との比較は必ずしも必要とは思えないのですが。	自主事業に限定した記載ではありません。
389	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)	①					自由提案事業を実施するにあたり第三者に転貸することは認めないとありますが、構成員が実施すれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
390	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)	②					当該施設の専用利用料金についてご提示願います。本事業への入札参加検討のために事業性の検討を早期に行いたいため出来る限り意見交換会の前にご提示いただくようお願いいたします。	利用料金の考え方については、入札公告時までには示す予定です。
391	業務要求水準書(案)		自主事業の取扱	52	2	(10)	②					当該施設の専用利用料を支払うこととありますが、第1期運営期は事業者が県に支払い、第2期運営期は自主事業を実施する事業者が施設の運営管理事業者(SPC等)へ支払うということによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答		
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)			英字	(英字)
392	業務要求水準書(案)		自主事業(事業者が主催する大会・イベント、スポーツ教室等)の取り扱い	52	2	(10)	②					当該施設の専用利用料金については、一定の水準をお示しいただけますか。またお示しいただける時期はいつ頃でしょうか。	利用料金の考え方については、入札公告時までには示す予定です。
393	業務要求水準書(案)		自主事業の取り扱い	52	2	(10)	②					自由提案事業の当該施設の専用利用料金は、一般の利用料金と同額とお考えでしょうか。	貴見のとおりです。
394	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)	③					自由提案施設を本施設と一体のものとして整備する場合には県が所有するとありますが、自由提案施設に係る整備費用はサービス対価に含めるとの理解でよろしいでしょうか？この場合面積には何ら上限規定はないのでしょうか？	前段については、貴見のとおりです。後段については、施設全体の延床面積を勘案して選定事業者で提案してください。
395	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)	③					PFIで規定された特定業務とは異なる性格ですので、採算悪化等により早期に撤退する場合のペナルティーは無いと理解して宜しいでしょうか？	入札公告時に示します。
396	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)	③					自由提案事業について、PFI法に準拠する事とし、使用料は無償として頂けないでしょうか？	栃木県都市公園条例施行規則に基づく利用料金をお支払いいただく予定です。
397	業務要求水準書(案)		自由提案施設を本施設と一体のものとして整備し、付帯事業を実施する場合	52	2	(10)	③	イ				県が当該自由提案施設を本施設とともに所有したうえでありますが、自由提案施設の整備費用はサービス対価に含めるとの解釈で宜しいでしょうか。また、この場合、要求をクリアしていれば自由提案施設の面積上限規定は設け無いと解釈して宜しいでしょうか。	No.394の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
398	業務要求水準書(案)		自由提案事業	52	2	(10)	④					自由提案事業を実施するにあたり使用料を支払うこととなりますが、現在貴県で想定されている使用料(算定式等)をご教示ください。使用料の金額は事業者の提案に大きく影響しますので、現段階の貴県が想定されている金額でも構いませんのでお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
399	業務要求水準書(案)		使用料	53	2	(10)	④					「自由提案事業を実施する場合においては、栃木県都市公園条例施行規則に基づき、使用料を支払うこと」とありますが、立地上、使用料・初期投資費用を負担して独立採算事業を行うことは困難が予想されます。PFI法上は、使用料を事業者に課さないことも可能であると思います。独立採算事業の選択肢を拓げ、より集客力の高い魅力的な提案ができるよう、使用料の負担を無くして頂くことはできないでしょうか。	栃木県都市公園条例施行規則に基づく利用料金をお支払いいただく予定です。
400	業務要求水準書(案)		自由提案事業	53	2	(10)	④					自由提案施設で付帯事業を行う場合、施設の使用料を支払うことになるのでしょうか。	貴見のとおりです。
401	業務要求水準書(案)		使用料	53	2	(10)	④					栃木県都市公園条例施行規則に基づき、利用料を払うとありますが、表示されているパーセントに大きな幅があります。現実的にどの位の量率をお考えでしょうか。それによって事業者にとり大きなリスクとなります。具体的にお示しください。	入札公告時に示します。
402	業務要求水準書(案)		光熱水費の負担	53	2	(10)	⑤					自由提案事業の光熱水費を面積割で定める場合は、専有部分のみ(プールの占有コース面積など)を負担すると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
403	業務要求水準書(案)		自由提案施設に係る費用負担	53	2	(10)	⑥					“自由提案施設を本施設と一体のものとして整備する場合の整備に係る費用負担については、県と事業者で協議を行うものとする。”とのことですが、③-イにおいて“県が当該自由提案施設を本施設とともに所有した上で、…”とあり、本項にも“ただし、県と事業者の協議により、自由提案施設を県が無償で譲り受ける場合がある。”とあることから、当該本施設と一体のものとして整備する自由提案施設の整備費は、原則として県の負担と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
404	業務要求水準書(案)		自由提案事業	53	2	(10)	⑥					自由提案施設を本施設と一体のものとして整備する場合の費用負担について想定されている規定、手法等をご提示ください。	入札公告時に示します。
405	業務要求水準書(案)		自由提案事業	53	2	(10)	⑥					自由提案施設を本施設と一体のものとして整備する場合の費用負担については、入札参加者による提案時の条件を採用することによろしいでしょうか？変更される場合には変更される条件にそった検討結果により、実施する事業内容の変更及び事業実施の中止も可能とのことによろしいでしょうか？	入札公告時に示します。
406	業務要求水準書(案)		自由提案施設に係る費用負担	53	2	(10)	⑥					整備に係る費用負担を県と事業者で協議するとありますが、どのような形態の話し合いを想定されていますか。事業参入前に協議が出来ませんと事業者にとって大変大きなリスクになります。協議のタイミングや方法を具体的にお示し下さい。	入札公告時に示します。
407	業務要求水準書(案)		自由提案施設に係る費用負担	53	2	(10)	⑥					「整備に係る費用負担については、県と事業者で協議を行うものとする。」とありますが、協議は落札者決定後との理解で宜しいでしょうか。この場合、協議の結果、事業者が採算性が望めない過大な負担をすることとなったときは、事業者はペナルティーを受けることなく自由提案事業を取り止めることができるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
408	業務要求水準書(案)		事業期間終了後の自由提案施設の取り扱い	53	2	(10)	⑦					本施設と独立して全て事業者負担で整備した場合、事業期間終了後更地にして返還するところがあるが、事業期間を考えると事業者リスクが多過ぎると思います。事業期間終了後も貴県と協議の上SPCの1メンバーにより、運営を継続することは可能でしょうか。	御質問の方法は想定していません。
409	業務要求水準書(案)		事業期間終了時の引継業務	53	2	(11)						引継業務の実施時期は、後任の企業が選定されていない時期と想定されます。その場合、引継ぎ先は貴県との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
410	業務要求水準書(案)		自由提案事業	53	2	(11)	⑦					自由提案施設の運営に関しては事業期間終了後も継続して事業者(業務担当企業単体も含む)による継続運営も可能でしょうか？	御質問の方法は想定していません。
411	業務要求水準書(案)		業務提供時間帯	54	3	(2)	②					「業務区分ごとに業務提供時間帯を設定すること。」とありますが、各業務従事者の勤務時間を設定するとの理解でよろしいでしょうか。	業務提供時間帯とは業務の実施時間帯です。
412	業務要求水準書(案)		業務提供時間帯	54	3	(2)	②					業務提供時間帯に関しては、基本的に入札参加者の提案が認められるとのことでよろしいでしょうか。入札時点での時間帯設定と大きく変更になる場合には費用の増大などにより事業継続が困難になります。本事業の事業化検討の際の設定条件をご提示いただければ貴県と入札参加者間に大きな齟齬が発生しないと思われますのでご提示いただけないでしょうか？	原則として貴見のとおりですが、選定事業者の提案を基に設定するものとします。
413	業務要求水準書(案)		業務提供時間帯	55	3	(3)						各業務従事者間で、兼任不可能な各責任者をご明示ください。また、フルタイムで常駐の必要があるかどうかもお示し頂けないでしょうか？	No.286とNo.290の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
414	業務要求水準書(案)		業務の対象	55	3	(3)	①	ア				建築物保守管理業務の対象として建築物の点検、保守、修繕、更新等を実施することとなっていますが、この中の「修繕、更新」とは日常保守上の経常修繕を意味するものであり、P63 3(3)⑨に示された修繕業務とは異なるものとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。修繕、更新については業務要求水準書(案)P63の3(3)⑨に基づき実施してください。
415	業務要求水準書(案)		建築保守管理業務の対象	55	3	(3)	①	ウ	(ア)			要求水準の全体として「適正な性能、機能及び美観が維持できる状態」、「美観が発揮できる状態」とありますが、美観は感覚的な判断であるため建築物の保守水準としての判断が困難です。また、清掃業務として外壁定期清掃を行うこととされていますので、建築物保守管理業務の要求水準から「美観」を外していただくことは可能でしょうか。	御意見として承ります。
416	業務要求水準書(案)		建築物保守管理業務の要求水準	55	3	(3)	①	ウ	(ア)			「美観が維持できる状態」「美観が発揮できる状態」という記載がありますが、「美観」の定義がされていないために、業務レベルの設定が困難になります。業績監視をする方の主観により、実際の業務に影響が出てしまいますので、「美観」の定義を具体的にしてくださいでしょうか。定義を具体的にできない場合は当該表現を削除していただけないでしょうか。	御意見として承ります。
417	業務要求水準書(案)		建築物保守管理業務の要求水準	55	3	(3)	①	ウ	(ア)			「重大な破損」とありますが、「重大な破損」の誤りではないでしょうか。	御指摘のとおりです。修正します。
418	業務要求水準書(案)		建物保守管理業務	55	3	(3)	①	ウ	(イ) (オ)			構造的および機能・性能的に影響のない細かなヘアークラック等は含まれないとの理解で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
419	業務要求水準書(案)		建築設備保守管理業務の対象	56	3	(3)	②	ア				建築設備保守管理業務の対象として各種建築設備の修繕、更新を実施することとなっていますが、この中の「修繕、更新」とは日常保守上の経常修繕を意味するものであり、P63 3(3)⑨に示された修繕業務とは異なるものとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。修繕、更新については業務要求水準書(案)P63の3(3)⑨に基づき実施してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
420	業務要求水準書(案)		建築設備保守管理業務	57	3	(3)	②	ウ	(ウ)			バックアップとありますが、これは各機器のバックアップ機器の意味でしょうか？ 或いは通信により得られたデータの保存の事でしょうか？	前段について貴見のとおりです。通信が正常に作動するためのバックアップです。
421	業務要求水準書(案)		備品台帳の整備	59	3	(3)	③	ウ	(ウ)			自由提案に使用する備品については記載されている取扱ではなく、事業者自らの管理の基、修理・交換等を実施するという事によろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
422	業務要求水準書(案)		業務の方針	61	3	(3)	⑦	イ				清掃業務の方針に“利用者からの清掃に関するクレームが発生しないよう適切な業務を遂行すること。”とありますが、利用者からクレームが発生した場合は、要求水準未達となるのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
423	業務要求水準書(案)		衛生消耗品	61	3	(3)	⑦	イ				トイレトーパーや水石鹸の衛生消耗品の負担を事業者とするとありますが、貴県で想定されている使用量がありましたらご教示ください。	選定事業者で利用者数を想定の上、使用量を想定してください。
424	業務要求水準書(案)		廃棄物処理業務	61	3	(3)	⑦	ウ	(ア)	c		指定の方法については公告時にお示し頂けるのでしょうか？	入札公告時に示す予定です。
425	業務要求水準書(案)		廃棄物処理業務	61	3	(3)	⑦	ウ	(ア)	C		「施設内より発生するすべてのごみの収集・運搬・処理を行う」とありますが、本施設の廃棄物(産業廃棄物および一般廃棄物)の排出事業者は基本的に貴県であると思われ、選定事業者はごみの収集、分別を実施し、ごみの運搬・処理は貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。	選定事業者の業務の範囲としています。
426	業務要求水準書(案)		施設別特記事項	62	3	(3)	⑦	ウ	(イ)			トレーニング室、多目的スタジオ、体育館分館では床やトレーニング機器、ボクシングリング等はこまめに汗を拭きとるなど清潔な状態を保つとありますが、日常清掃以外に施設別に巡回清掃が必要とのことでしょうか。	要求水準を満たすために必要な清掃方法を提案してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
427	業務要求水準書(案)		メインアリーナ・サブアリーナ	62	3	(3)	⑦	ウ	(イ)	a		“特に混雑が予測される場合は、利用団体に対し、相当数のごみ箱の設置及びごみの回収を求め、・・・”とありますが、ごみの処分(施設外への搬出・処理)までを利用団体に求めることを想定されていると理解してよろしいでしょうか。	No.425の質問回答を参照してください。
428	業務要求水準書(案)		体育館分館清掃	62	3	(3)	⑦	ウ	(イ)	e		体育館分館は既存施設のため、既に相当期間を経過しており落とすことが困難な汚れ・シミ等が散見されると思慮しますが、業務開始前についているそれらの汚れは業務開始後も許容頂けるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
429	業務要求水準書(案)		要求水準	63	3	(3)	⑧	ウ				“大会・イベント時には、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること。”とありますが、大会・イベント時のような臨時警備については、主催者側にて誘導員・警備員を手配するなど、事業者としては、主催者を指導・監督する役割で足りると理解してよろしいでしょうか。 (警備員等の人員配置・増員等を本事業の範囲に含む場合、県やスポーツ団体が主催する大会・イベント等の頻度や規模が想定できないことによる警備費用等の変動リスクが発生し、当該リスクは事業者では負担できないため。)	貴見のとおりです。
430	業務要求水準書(案)		要求水準	63	3	(3)	⑧	ウ				「大会・イベント時には、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること。」とありますが、事業者は本施設の通常の利用者の混乱を避け、安全を確保するための警備体制を整えるとの理解で、大会・イベントに係る警備は主催者が別途用意するとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
				頁	数	(数)	⑧	ウ	(カ)	(カナ)	英字			(英字)
431	業務要求水準書(案)		要求水準	63	3	(3)	⑧	ウ					“大会・イベント時には、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること。”とありますが、大会・イベント時のような臨時警備については、主催者側にて警備体制を整えてもらうことを想定しています。この場合に、第1期運営・維持管理期間を含め県が主催する大会等(国体を含む)における臨時警備については、本事業とは別途、県の負担にて警備体制が整備されるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
432	業務要求水準書(案)		警備業務	63	3	(3)	⑧	ウ					警備業務実施にあたり警備計画を立てることになりますが、警備担当者の配置条件(場所、人数、時間等)は特になく、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たすために必要な警備計画を提案してください。
433	業務要求水準書(案)		自動車・自転車の管理	63	3	(3)	⑧	ウ					不法駐車、放置自動車の最終処分(撤去費用含む)は貴県にてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な状況に基づく個別の判断となります。
434	業務要求水準書(案)		要求水準	63	3	(2)	⑧	ウ					「急病、事故、…、総括責任者を經由して、県及び関係機関に報告すること。」とありますが、緊急時には状況により、必ずしも総括責任者からの連絡を優先する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
435	業務要求水準書(案)		要求水準	63	3	(3)	⑧	ウ					放置自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものの処分に係る費用は県の負担と考えてよろしいでしょうか。	具体的な状況に基づく個別の判断となります。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カ	(カ)	英字	(英字)		
436	業務要求水準書(案)		修繕業務	63	3	(3)	⑨					本施設が正常に機能すれば事業期間中は大規模修繕(設備系統の一系統全ての更新や防水層の全面更新等)は実施する必要はないとのことでしょうか？	貴見のとおりです。
437	業務要求水準書(案)		修繕業務	64	3	(3)	⑨	ウ	(イ)			緊急修繕に関しては事業者の帰責によるもの以外は貴県の負担と考えてよろしいでしょうか？	法令及び必要な手続き、資格等に基づき、速やかに修繕・更新業務を事業者にて実施してください。
438	業務要求水準書(案)		長期修繕計画策定業務	64	3	(3)	⑨	ウ	(カ)	a		P63 3(3)⑨ア修繕業務の対象では本事業で整備する建築物・設備とされています。したがって、長期修繕計画の対象施設には体育館分館(既存建物)は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
439	業務要求水準書(案)		体育館分館(既存施設)の改築、修繕及び備品購入等に関する業務	65	3	(3)	⑩					体育館分館は県の改修案件になって居ります。入札時点での適切な修繕計画は何を基準に算出すれば良いか想定が困難だと思います。本施設の100万未満の修繕費用も県の負担として頂けませんでしょうか。	小修繕・見積額1件100万円未満の維持補修等についても、事業者にて実施してください。
440	業務要求水準書(案)		体育館分館の修繕	63	3	(3)	⑩	ア				現在、体育館分館で実施している小修繕の修繕履歴をご開示ください。	参考までに、体育館分館(既存施設)資料を示します。
441	業務要求水準書(案)		体育館分館(既存施設)の改築、修繕及び備品購入等に関する業務	65	3	(3)	⑩	ア				体育館分館に関しては入札時点において施設状況を把握することが困難であり、1件100万円未満のものがどの程度発生するか想定できず、適切に修繕計画等が作成できません。よって年間修繕補修費を固定金額として決めていただき、それを超えるものに関しては別途貴県の負担としていただけないでしょうか？事業者にて明確に算定できないリスクを含めるとリスク見合いのコストが膨らみ費用効果を損なう恐れが大きくなります。	小修繕・見積額1件100万円未満の維持補修等についても、事業者にて実施してください。加えて、No.438の質問回答も参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字			(英字)
442	業務要求水準書(案)		体育館分館(既存施設)の改築、修繕及び備品購入等に関する業務	65	3	(3)	⑩	ア				既存施設に関する維持管理は法定点検のみとしていただけないでしょうか？入札時に明確に費用算定ができません。	参考までに、体育館分館(既存施設)資料を示します。
443	業務要求水準書(案)		体育館分館(既存施設)の改築、修繕及び備品購入等に関する業務	65	3	(3)	⑩	ア				「必要限度の維持補修(小修繕・見積額1件100万円未満のもの等)は、…事業者が実施し」とありますが、同種の小修繕を同時期に複数箇所まとめて実施する場合、まとめて1件とみなしていただけるでしょうか。	原則は業務要求水準書(案)P65に記載のとおりですが、個別の修繕内容により、県との協議事項とします。
444	業務要求水準書(案)		体育館分館の改築・修繕及び備品購入等に関する業務	65	3	(3)	⑩	ア				体育館分館における過去3年間の修繕箇所及び修繕費用を開示願いたい。	参考までに、体育館分館(既存施設)資料を示します。
445	業務要求水準書(案)		体育館分館(既存施設)の改築、修繕及び備品購入等	65	3	(3)	⑩	ア				体育館分館(既存建物)は本事業外で整備されるため隠れた瑕疵や経年による予見不能な不具合が顕在化することが予測されます。このため修繕すべき内容が推定できず小修繕費を見積ることは困難です。したがって、小修繕については本事業の対象外としていただくか、貴県に実費請求させて頂く等の方法は可能でしょうか。	小修繕・見積額1件100万円未満の維持補修等についても、事業者にて実施してください。
446	業務要求水準書(案)		体育館分館の改築等	65	3	(3)	⑩	イ				営業として集客効果向上のための備品の購入は事業者負担するとの記述ですが、今回の事業のなかで、運營業務のうち、体育館分館を使用した事業の営業目的のための教室開催等も含まれるのでしょうか。この場合、本施設がボクシング占有施設とのことですが、ボクシング以外での利用を事業者が営業目的で使用することでしょうか。	前段は貴見のとおりです。後段は、御質問のような利用も可能です。ただし、ボクシングでの利用に留意してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
447	業務要求水準書(案)		体育館分館(既存施設)の改築、修繕及び備品購入等	65	3	(3)	⑩	イ				体育館分館(既存施設)における維持管理として必要と認められる備品の購入は貴県が実施するとありますが、維持管理として必要な備品の内容について具体的にご教示ください。	現在備えている備品の更新等を想定しています。
448	業務要求水準書(案)		体育館分館(既存施設)の改築、修繕及び備品購入等に関する業務	65	3	(3)	⑩	イ				営業として集客効果向上のためなどに要する備品とはどのようなものを想定されているのでしょうか？貴県が行う事項なのか、事業者が自主事業として行う事項なのか不明確です。貴県によるものでしたら、必要な備品については条件、仕様が不明確になるため貴県の負担としていただけないでしょうか。	選定事業者が集客効果向上のため等で必要とする備品は、事業者負担とします。
449	業務要求水準書(案)		業務の対象	65	3	(3)	⑪	ア				“ただし、本施設で実施するイベント等により活用する駐車場はこの限りではない。”とありますが、総合スポーツゾーン内には複数の駐車場が整備されており、隣接する球技場の一部にも新たに駐車場の整備が計画されています。本敷地外の駐車場を本施設のイベント等参加者が利用する場合は、当該駐車場の臨時管理並びに利用料金収入の帰属も含め本事業の範囲に含まれると理解してよろしいでしょうか。	選定事業者自身が本施設で実施するイベント等により、本敷地以外の駐車場を活用する場合は、業務の範囲に含まれます。
450	業務要求水準書(案)		駐車場管理業務	65	3	(3)	⑪	ア				イベント等によりスポーツゾーン全体の駐車場を利用する場合は、管理業務の対象とするという事でしょうか？この場合、入札条件として本施設の対象となるイベント回数等をご明示頂きたいお願い致します。	No.449の質問回答を参照してください。
451	業務要求水準書(案)		業務の対象	65	3	(3)	⑪	ア				「イベント等により活用する駐車場はこの限りではない」とのことですが、イベント等の際の、駐車場管理業務の対象範囲を明示頂けませんか。	No.449の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
452	業務要求水準書(案)		駐車場管理業務	65	3	(3)	⑪	ア				運動公園利用者の多くが車を利用すると想定できますが、本施設のみならず、総合運動公園全体の駐車場管理をPFI業務に含めたほうが、明らかに各種大会・イベントに適切に対応できると思いますが、駐車場管理の範囲を再考して頂けないでしょうか？	業務要求水準書(案)P65に記載のとおりとします。
453	業務要求水準書(案)		業務の方針	65	3	(3)	⑪	イ				駐車場の運用時間は施設の開館日、開館時間内と理解してよろしいでしょうか。	利用者の利便性を考え、設定するものとします。
454	業務要求水準書(案)		業務の方針	65	3	(3)	⑪	イ				事業者は常時、駐車場内を監視するとありますが、監視方法には監視カメラによる遠隔監視等も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。また、常時とは施設の開館日、開館時間内と理解してよろしいでしょうか。	前段については、貴見のとおりです。後段については、駐車場の運用時間を想定しています。なお、No.453の質問回答も参照してください。
455	業務要求水準書(案)		放置車両等の処置の負担	66	3	(3)	⑪	ウ	(ウ)			放置物・放置車両・不審物等の処置に係る費用は貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。	具体的な状況に基づく個別の判断となります。
456	業務要求水準書(案)		帳簿等の作成	66	3	(3)	⑪	ウ	(エ)			“イベント等、月末以外に速報値を求める場合がある。”とありますが、日報等には利用台数や駐車時間等の統計値を記載する必要があるのでしょうか。	入札公告時に示します。
457	業務要求水準書(案)		帳簿等の作成	66	3	(3)	⑪	ウ	(エ)			日報等に利用台数や駐車時間等の統計値を記載する必要がある場合、当該統計データを集計するための管制設備は整備されるのでしょうか。	No.456の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
458	業務要求水準書(案)		関係機関との 連絡調整	66	3	(3)	⑪	ウ	(オ)			スポーツゾーン全体で大変多くの利用者が車を利用すると想定出来ませんが、東ゾーンのみならず、総合スポーツゾーン全体の駐車場管理をPFI業務に含めたほうが適切な対応が可能と考えますが、如何でしょうか。	No.452の質問回答を参照してください。
459	業務要求水準書(案)		関係機関との 連絡調整	66	3	(3)	⑪	ウ	(オ)			栃木県総合運動公園内(本施設も含む)全体の駐車場管理については、ビッグイベントや各種大会において、万全な管理体制をとる為PFI業務に包含すべく再考頂けないでしょうか？	No.452の質問回答を参照してください。
460	業務要求水準書(案)		大規模イベント 駐車場管理	66	3	(3)	⑪	ウ	(オ)			本施設のみで完結しない大規模イベントや他施設で実施するイベント等で本施設駐車場を利用する場合、駐車場管理業務や警備業務に係る費用は貴県やイベント主催者の負担と考えてよろしいでしょうか。	イベント主催者の負担となります。なお、No.449の質問回答も参照してください。
461	業務要求水準書(案)		実施体制図	68	2	(3)						「本事業に係る実施体制図を、事業契約の締結後7日以内に県に提出すること。」とありますが、この実施体制図の段階では、配置する業務責任者・担当者を選任する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	その時点の配置予定の業務責任者や担当者を記載した実施体制図を提出してください。
462	業務要求水準書(案)		契約又は覚書等の一覧	68	2	(4)	①					事前、締結後または変更時に一覧表として提出する契約・覚書等は、業務範囲に直接係るものに限ると理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
463	業務要求水準書(案)		契約又は覚書等	68	2	(4)	②					事前、締結後または変更時に書類の写しを提出する契約・覚書等は、業務範囲に直接係るものに限ると理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			
464	業務要求水準書(案)		計算書類等	69	2	(7)	①	ア					「監査済みの…計算書類」とありますが、ここでいう監査とは、公認会計士又は監査法人による監査のことでしょうか。それとも、監査役による監査のことでしょうか。	公認会計士又は監査法人による監査のことです。
465	業務要求水準書(案)		計算書類等	69	2	(7)	②						上半期に係る計算書類は①に準じるとありますので、未監査の計算書類も可能との理解で宜しいでしょうか。	監査済みの計算書類としてください。
466	業務要求水準書(案)		添付資料										貴県によって作成された参考施設計画の提示は予定しているのでしょうか？	予定しておりません。
467	業務要求水準書(案)		大雨による過去の冠水の有無・状況										計画地の大雨による過去の冠水の有無及び冠水があった場合どのような状況であったかご教示下さい。	過去10年間に於いて、計画地において、大雨による過去の冠水は確認されておりません。
468	業務要求水準書(案)		(添付資料) (参考資料)										各種資料の公表予定が平成27年秋ごろとありますが、11月下旬の意見交換会前に検討期間の猶予を持てる様、なるべくお早めの公表として頂けませんでしょうか。	御意見として承ります。
469	業務要求水準書(案)		添付資料 参考資料										平成27年秋頃公表予定となっている資料に関して、11月下旬より予定されている意見交換会を有効なものとするためにも早々(10月中旬までに)に公表いただくようにしていただけないでしょうか？ 特に意見交換会への申し込みの際に申込者から議題を提出する場合には早く公表いただくことが意見交換会を有効なものにするために必要です。	御意見として承ります。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
470	業務要求水準書(案)		各資料の公表									別紙資料及び参考資料について11月下旬より予定されている意見交換会前に公表頂けないでしょうか？	御意見として承ります。